

令和6年2月16日招集

令和6年大船渡市議会第1回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
議案第1号	令和6年度大船渡市一般会計予算を定めることについて
議案第2号	令和6年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を定めることについて
議案第3号	令和6年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）を定めることについて
議案第4号	令和6年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を定めることについて
議案第5号	令和6年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
議案第6号	令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて
議案第7号	令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて
議案第8号	令和6年度大船渡市下水道事業会計予算を定めることについて
議案第9号	令和6年度大船渡市水道事業会計予算を定めることについて
議案第10号	大船渡市ふるさと納税基金条例について
議案第11号	大船渡市こども家庭センター交流広場設置管理に関する条例について
議案第12号	大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第13号	大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号	大船渡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	大船渡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大船渡市旅費支給条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大船渡市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第18号	大船渡市債権管理条例の一部を改正する条例について
議案第19号	大船渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第20号	大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

番 号	件 名
議案第21号	大船渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第22号	大船渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第23号	大船渡市森林総合利用施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第24号	大船渡市漁港管理条例の一部を改正する条例について
議案第25号	大船渡市製氷施設条例の一部を改正する条例について
議案第26号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第27号	道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第28号	大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第29号	大船渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議案第30号	大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第31号	大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第32号	大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第33号	大船渡市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
議案第34号	大船渡市少年センター設置条例を廃止する条例について
議案第35号	大船渡市綾里地区生産物直売所設置管理に関する条例を廃止する条例について
議案第36号	第一中学校グラウンド工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
議案第37号	大船渡市デイサービスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
議案第38号	大船渡市Y・Sセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
議案第39号	大船渡市火葬場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
議案第40号	大船渡市墓園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
議案第41号	大船渡市勤労者福祉施設及び大船渡市働く婦人の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

番 号	件 名
議案第42号	大船渡市総合交流ターミナル施設の指定管理者を指定すること に関し議決を求めることについて
議案第43号	むらづくり研修施設の指定管理者を指定することに関し議決を 求めることについて
議案第44号	大船渡市森林総合利用施設の指定管理者を指定することに関し 議決を求めることについて
議案第45号	大船渡市鹿の森公園の指定管理者を指定することに関し議決を 求めることについて
議案第46号	大船渡市海の恵み体験施設の指定管理者を指定することに関し 議決を求めることについて
議案第47号	大船渡市緑地広場の指定管理者を指定することに関し議決を求 めることについて
議案第48号	大船渡市民交流館・カメラホール指定管理者を指定すること に関し議決を求めることについて
議案第49号	大船渡市スポーツ施設等の指定管理者を指定することに関し議 決を求めることについて
議案第50号	大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者を指定するこ とに関し議決を求めることについて
議案第51号	市道路線の廃止について
議案第52号	市道路線の認定について
議案第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
議案第54号	令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第8号）を定めること について
議案第55号	令和5年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第2号）を 定めることについて
議案第56号	令和5年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第3号）を定めることについて
議案第57号	令和5年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予 算（第4号）を定めることについて
議案第58号	令和5年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） を定めることについて
議案第59号	令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予 算（第4号）を定めることについて
議案第60号	令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補 正予算（第3号）を定めることについて
議案第61号	令和5年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第3号）を定め ることについて

番 号	件 名
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

議案第 1 号

令和 6 年度大船渡市一般会計予算を定めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

議案第 2 号

令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を定めることについて

令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

議案第3号

令和6年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

を定めることについて

令和6年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第4号

令和6年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を定める

ことについて

令和6年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第5号

令和6年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

令和6年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 6 号

令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定める

ことについて

令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第7号

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 8 号

令和 6 年度大船渡市下水道事業会計予算を定めることについて

令和 6 年度大船渡市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、
地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第24条第 2 項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 瀧 上 清

議案第9号

令和6年度大船渡市水道事業会計予算を定めることについて

令和6年度大船渡市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

議案第10号

大船渡市ふるさと納税基金条例について

大船渡市ふるさと納税基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度を活用して、本市を応援するために寄せられた寄附金を魅力あるまちづくりに要する経費の財源として柔軟に活用するため、大船渡市ふるさと納税基金を設置しようとするものです。

大船渡市ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 ふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定による都道府県、市町村又は特別区に対する寄附をいう。以下同じ。）制度及び企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）に関連する寄附をいう。以下同じ。）制度を活用して、本市を応援するために寄せられた寄附金を魅力あるまちづくりに要する経費の財源に充てるため、大船渡市ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) ふるさと納税による寄附金を当該寄附金の用途の指定に応じた市政に関する事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) 企業版ふるさと納税による寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号(大船渡市ふるさと納税基金条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度を活用して、本市を応援するために寄せられた寄附金を魅力あるまちづくりに要する経費の財源に充てるため、大船渡市ふるさと納税基金を設置することを定めるものである。
第2条	基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることを定めるものである。
第3条	基金に属する現金の管理について定めるものである。
第4条	基金の運用から生ずる収益は、基金に編入することを定めるものである。
第5条	基金に属する現金を、歳計現金に繰り替えて運用することができることを定めるものである。
第6条	基金の処分は、ふるさと納税による寄附金を当該寄附金の使途の指定に応じた市政に関する事業に要する経費の財源に充てるとき、企業版ふるさと納税による寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるときに限ることを定めるものである。
第7条	この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定めることとするものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第11号

大船渡市こども家庭センター交流広場設置管理に関する条例について

大船渡市こども家庭センター交流広場設置管理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

子育て世帯が気軽に集える場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって児童の健全育成及び多様な交流の促進に寄与するため、大船渡市こども家庭センター交流広場の設置管理に関し、必要な事項を定めようとするものです。

大船渡市こども家庭センター交流広場設置管理に関する条例

(設置)

第1条 子育て世帯が気軽に集える場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって児童の健全育成及び多様な交流の促進に寄与するため、大船渡市こども家庭センター交流広場（以下「交流広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船渡市こども家庭センター交流広場	大船渡市盛町字町10番地11

(開館時間)

第3条 交流広場の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 交流広場の休館日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(行為の禁止)

第6条 交流広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (3) 許可を受けずに寄附金等の募集、署名の収集その他これらに類する行為をすること。
- (4) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (5) その他交流広場の保全及び秩序維持のため、市長が禁止する行為をすること。

2 市長は、交流広場内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、交流広場からの退去を命ずることができる。

(損害賠償等)

第7条 交流広場を使用する者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより直ちに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第11号(大船渡市こども家庭センター交流広場設置管理に関する条例)説明
要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	子育て世帯が気軽に集える場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって児童の健全育成及び多様な交流の促進に寄与するため、大船渡市こども家庭センター交流広場を設置することを定めるものである。
第2条	名称及び位置を定めるものである。
第3条	開館時間を定めるものである。
第4条	休館日を定めるものである。
第5条	使用料を無料とすることを定めるものである。
第6条	交流広場における禁止行為を定めるものである。
第7条	施設、設備等を損傷した場合等の損害賠償義務について定めるものである。
第8条	条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることとするものである。

2 附則

この条例の施行期日を規則で定めることとするものである。

議案第12号

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することがで</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することがで</p>

改正前	改正後
<p>きる場合は、市の執行機関が法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、他の執行機関に対し、当該他の執行機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の執行機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供する場合とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>きる場合は、市の執行機関が特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、他の執行機関に対し、当該他の執行機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の執行機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供する場合とする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第12号(大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の用語の意義を定めるものである。
第4条	文言を整理するものである。
第5条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日とするものである。

議案第13号

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

育児休業をしている会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 大船渡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大船渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号(大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第7条	育児休業中における勤勉手当の支給対象の職員から会計年度任用職員を除くこととする規定を削るものである。
第8条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第14号

大船渡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について

大船渡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

現下の社会経済情勢を踏まえ、宮城県気仙沼市を除く岩手県以外の地域に公務
のため旅行する場合における宿泊料を改定しようとするものです。

大船渡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年大船渡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第5条関係） 車賃、日当、宿泊料及び食卓料						別表（第5条関係） 車賃、日当、宿泊料及び食卓料					
車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方			甲地方	乙地方			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
37	2,000	1,000	<u>13,200</u>	12,000	2,600	37	2,000	1,000	<u>14,500</u>	12,000	2,600
備考 [略]						備考 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大船渡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第14号(大船渡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表	宮城県気仙沼市を除く岩手県以外の地域に公務のため旅行する場合における宿泊料を、14,500円とすることを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	改正後の別表の規定は、令和6年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち、同日以後の期間に対応する分に適用することを定めるものである。

議案第15号

大船渡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

現下の社会経済情勢を踏まえ、宮城県気仙沼市を除く岩手県以外の地域に公務のため旅行する場合における宿泊料を改定しようとするものです。

大船渡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年大船渡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）					
車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
円 37	円 2,000	円 1,000	円 <u>11,000</u>	円 10,000	円 2,600	円 37	円 2,000	円 1,000	円 <u>13,000</u>	円 10,000	円 2,600
備考 [略]						備考 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大船渡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第15号(大船渡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表第2	宮城県気仙沼市を除く岩手県以外の地域に公務のため旅行する場合における宿泊料を、13,000円とすることを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	改正後の別表第2の規定は、令和6年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち、同日以後の期間に対応する分に適用することを定めるものである。

議案第16号

大船渡市旅費支給条例の一部を改正する条例について

大船渡市旅費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 瀧 上 清

提案理由

現下の社会経済情勢を踏まえ、宮城県気仙沼市を除く岩手県以外の地域に公務のため旅行する場合における宿泊料を改定しようとするものです。

大船渡市旅費支給条例の一部を改正する条例

大船渡市旅費支給条例（昭和28年大船渡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第14条—第16条の2、第16条の4、第17条関係） 車賃、日当、宿泊料及び食卓料							別表第1（第14条—第16条の2、第16条の4、第17条関係） 車賃、日当、宿泊料及び食卓料						
区分	車賃（1 キロメ ートル につき）	日当 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜 につき）	区分	車賃（1 キロメ ートル につき）	日当 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）		食卓料 （1夜 につき）
		甲地方	乙地方	甲地方	乙地方				甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
市長、副市長又は 教育長	円 37	円 2,000	円 1,000	円 <u>13,200</u>	円 12,000	円 2,600	市長、副市長又は 教育長	円 37	円 2,000	円 1,000	円 <u>14,500</u>	円 12,000	円 2,600
一般職の職員	円 37	円 2,000	円 1,000	円 <u>11,000</u>	円 10,000	円 2,600	一般職の職員	円 37	円 2,000	円 1,000	円 <u>13,000</u>	円 10,000	円 2,600
備考 [略]							備考 [略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大船渡市旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議案第16号(大船渡市旅費支給条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表第1	宮城県気仙沼市を除く岩手県以外の地域に公務のため旅行する場合における宿泊料を、市長、副市長又は教育長にあつては14,500円と、一般職の職員にあつては13,000円とすることを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	改正後の別表第1の規定は、令和6年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち、同日以後の期間に対応する分に適用することを定めるものである。

議案第17号

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例について

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 瀧 上 清

提案理由

コンビニエンスストア等の多機能端末機による公租公課に関する証明書の交付の利用を促進するため、当該証明書の交付手数料を改定しようとするものです。

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例

大船渡市手数料条例（昭和27年大船渡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
25 公租公課に関する証明	公租公課に関する証明 手数料	1通につき 300円	25 公租公課に関する証明	公租公課に関する証明 手数料	1通につき 300円 <u>（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機を操作することにより証明書を発行する機能を有するものをいう。）による交付の場合にあつては、1通につき200円）</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					
附 則					
この条例は、令和6年4月1日から施行する。					

議案第17号(大船渡市手数料条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表	多機能端末機により公租公課に関する証明書の交付を受ける場合の手数料を、1通につき200円とすることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第18号

大船渡市債権管理条例の一部を改正する条例について

大船渡市債権管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

公債権の督促及び延滞金の徴収について取扱いを整理するため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市債権管理条例の一部を改正する条例

大船渡市債権管理条例（令和5年大船渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(督促)</p> <p>第7条 市長は、公債権（法第231条の3第1項に規定するものに限る。第11条において同じ。）について、<u>大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和30年大船渡市条例第22号）の定めるところにより、督促状を發し、及び督促手数料を徴収するものとする。</u></p> <p>2 市長は、私債権について、債務者が債務の履行期限までに履行しないときは、<u>大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第3条の規定の例により、督促状を發するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(延滞金)</p> <p>第11条 市長は、<u>公債権について、大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。</u></p>	<p>(督促)</p> <p>第7条 市長は、市の債権について、<u>履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に、期限を指定して督促状を發するものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(延滞金)</p> <p>第11条 市長は、公債権（法第231条の3第1項に規定するものに限る。）について、<u>債務者が債務の納期限後に納付する場合には、当該公債権の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる公債権の額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該公債権の額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>延滞金に100円未満の端数があるとき、又は当該延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>5 市長は、<u>やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(遅延損害金)</p> <p>第12条 市長は、私債権について、債務者が債務の履行期限後に履行する場</p>	<p>(遅延損害金)</p> <p>第12条 市長は、私債権について、債務者が債務の履行期限後に履行する場</p>

改正前	改正後
<p>合においては、当該私債権の額に履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による年当たりの割合を乗じて得た金額の<u>遅延損害金（履行の遅延に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）を徴収することができる。ただし、遅延損害金の徴収について、契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p><u>3 第1項の遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私債権の額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該私債権の額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 遅延損害金に100円未満の端数があるとき、又は当該遅延損害金の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>5 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>合においては、当該私債権の額に履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による年当たりの割合を乗じて得た金額に相当する<u>遅延損害金（履行の遅延に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の徴収について、契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の遅延損害金について準用する。この場合において、これらの規定中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、「公債権」とあるのは「私債権」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。<u>ただし、第7条第2項及び第3項並びに第12条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（延滞金の割合の特例）</u></p> <p>3 <u>当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の廃止）
- 2 大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和30年大船渡市条例第22号）は、廃止する。
（大船渡市債権管理条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例による改正後の大船渡市債権管理条例附則第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。
（大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の日前に附則第2項の規定による廃止前の大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

議案第18号(大船渡市債権管理条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第7条	期限までに履行されない市の債権の督促について定めるものである。
第11条	公債権の延滞金について定めるものである。
第12条	私債権の遅延損害金の額の計算方法について、公債権の延滞金の額の計算方法を準用することを定めるものである。
附則第1項	一部の条項の施行期日を令和6年4月1日とする規定を削るものである。
附則第3項	公債権の延滞金の割合の特例について定めるものである。
附則第4項	公債権の延滞金の割合の特例について定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	この条例の施行に伴い、大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例を廃止するものである。
第3項	改正後の公債権の延滞金の割合の特例に係る規定は、令和6年4月1日以後の延滞金に適用することを定めるものである。
第4項	廃止前の大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大船渡市債権管理条例に基づいてなされたものとみなすことを定めるものである。

議案第19号

大船渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

大船渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 瀧 上 清

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の基準等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 大船渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大船渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第4章 [略] 第5章 雑則（第34条） 附則</p> <p>（基本方針） 第4条 [略] 2～4 [略] 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>（従業者の員数） 第5条 [略] 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>	<p>目次 第1章～第4章 [略] 第5章 雑則（<u>第34条・第35条</u>） 附則</p> <p>（基本方針） 第4条 [略] 2～3 [略] 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5 <u>指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 6 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に提供するように努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数） 第5条 [略] 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下こ</u></p>

改正前	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p><u>の項及び第16条第29号において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が44又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)</u>が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通</u></p>

改正前	改正後
<p>3 [略]</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p>	<p><u>所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうちに<u>同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第8項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>6 [略]</p> <p>7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>8 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p>

改正前	改正後
<p>(2) [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p>	<p>(2) [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議<u>（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）</u>をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるこ</p>

改正前	改正後
<p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>(16)～(19) [略]</p> <p>(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護（<u>市長が定めるものに限る</u>。以下この号において同じ。）を位置</p>	<p>とができるものとする。</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>a <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>b <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>c <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(16)～(19) [略]</p> <p>(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（<u>厚生労働大臣が定めるものに限る</u>。以下この号におい</p>

改正前	改正後
<p>付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。</p> <p>(21)～(28) [略]</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(勤務体制の確保)</p>	<p>て同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。</p> <p><u>(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。</u></p> <p>(21)～(28) [略]</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p>

改正前	改正後
<p>第22条 [略] 2～3 [略]</p> <p>(従業者の清潔の保持等) 第24条 [略]</p>	<p>第22条 [略] 2～3 [略]</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で業務の早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(従業者の清潔の保持等) 第24条 [略]</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p><u>第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(<u>事故発生時の対応</u>)</p> <p>第30条 [略]</p>	<p>(<u>2</u>) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(<u>3</u>) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(<u>事故発生時の対応</u>)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(<u>虐待の防止</u>)</p> <p>第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>1</u>) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(<u>2</u>) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(<u>3</u>) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(<u>4</u>) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>

改正前	改正後
<p>(記録等の整備)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(記録等の整備)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第7条(第33条において準用する場合を含む。)及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の大船渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例という。’)第25条第3項(新条例第33条で準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第19号(大船渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
目次	文言を整理するものである。
第1章 総則	
第4条	指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備すること、従業者に対する研修を行うこと等を定めるものである。
第2章 人員に関する基準	
第5条	常勤の介護支援専門員の員数の基準となる利用者の数を44とすること、指定介護予防支援を行う場合に員数を加算すること等について定めるものである。
第6条	指定居宅介護支援事業所の管理者が他の事業所の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所の所在要件を削るものである。
第3章 運営に関する基準	
第7条	サービスを提供する場合において、前6月間に作成された居宅サービス計画における訪問介護等の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供された各サービスの割合について、利用者等に説明し、同意を得ること等を定めるものである。
第16条	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること、モニタリングにおける介護支援専門員と利用者との面接にテレビ電話装置等を活用できること等を定めるものである。
第21条	指定居宅介護支援事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第22条	指定居宅介護支援事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることを定めるものである。
第22条の2	指定居宅介護支援事業者は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第24条の2	指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。

条 項	要 旨
第25条	指定居宅介護支援事業所における重要事項について、当該事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧させることで、書面による掲示に代えることができること、また、ウェブサイトへの掲載を原則とすることを定めるものである。
第30条の2	指定居宅介護支援事業所における虐待の発生又はその再発の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。
第32条	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えること等を定めるものである。
第5章 雑則	
第35条	この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	指定居宅介護支援事業所における重要事項のウェブサイトへの掲載の経過措置として、令和7年3月31日まで当該掲載を猶予することを定めるものである。

議案第20号

大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の基準等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年大船渡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略] 2～4 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p>	<p>目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雑則（第34条）</u></p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略] 2～4 [略]</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならな</p>

改正前	改正後
<p>2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができるものとする。</p>	<p>い。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p>(2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あ</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あ</p>

改正前	改正後
<p>らかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 [略]</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>らかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 [略]</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第11条 [略]</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 <u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章 <u>(第31条第31号の規定を除く。)</u>の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(従業者の健康管理)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場</p>	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(従業者の健康管理)</p> <p>第21条 [略]</p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p><u>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場</p>

改正前	改正後
<p>所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応) 第27条 [略]</p> <p>(記録の整備) 第29条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応) 第27条 [略]</p> <p><u>(虐待の防止)</u> <u>第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備) 第29条 [略]</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

改正前	改正後
<p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ [略] エ 第31条第16号に規定する評価の結果の記録 オ [略]</p> <p>(3) 第16条に規定する市への通知に係る記録 (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの とする。 (1)～(2) [略]</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計 画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予 防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者 (以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の 開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するととも に、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専</p>	<p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ [略] エ 第31条第16号の規定による評価の結果の記録 オ [略]</p> <p>(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為(第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束 等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第16条の規定による市への通知に係る記録 (5) 第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針 及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの とする。 (1)～(2) [略]</p> <p>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利 用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ ばならない。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計 画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予 防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者 (以下「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以 下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、</p>

改正前	改正後
<p>門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p>	<p><u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</u></p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。</p> <p>イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p>

改正前	改正後
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ [略] (18)～(30) [略]</p>	<p>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>エ 利用者の居宅を訪問しない月（<u>ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。</u>）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準省令第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ [略] (18)～(30) [略] (31) <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条、第31条第28号及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>

改正前	改正後
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例第22条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第20号(大船渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
目次	第6章として雑則を加えるものである。
第1章 総則	
第2条	指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備すること、従業者に対する研修を行うこと等を定めるものである。
第2章 人員に関する基準	
第3条	指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合は、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置くこと等を定めるものである。
第4条	指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合の事業所の管理者は、常勤の主任介護支援専門員であることを要件とすること等を定めるものである。
第3章 運営に関する基準	
第5条	文言を整理するものである。
第11条	指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービスを行う場合には、あらかじめ、利用者等に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることにより、交通費を受け取ることができることを定めるものである。
第12条	文言を整理するものである。
第13条	文言を整理するものである。
第18条	指定介護予防支援事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第19条	指定介護予防支援事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることを定めるものである。
第19条の2	指定介護予防支援事業者は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第21条の2	指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。

条 項	要 旨
第22条	指定介護予防支援事業所における重要事項について、当該事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧させることで、書面による掲示に代えることができること、また、ウェブサイトへの掲載を原則とすることを定めるものである。
第27条の2	指定介護予防支援事業所における虐待の発生又はその再発の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。
第29条	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えること等を定めるものである。
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
第31条	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること、モニタリングにおける担当職員と利用者との面接にテレビ電話装置等を活用できること等を定めるものである。
第6章 雑則	
第34条	この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	指定介護予防支援事業所における重要事項のウェブサイトへの掲載の経過措置として、令和7年3月31日まで当該掲載を猶予することを定めるものである。

議案第21号

大船渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る

基準に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
 大船渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成24年大船渡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第9章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 [略] 2 [略]</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 [略] 2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>（1） 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。）</p> <p>（2） 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>（3） 指定特定施設（指定居宅サービス等基準省令第174条第1項に規定</p>	<p>目次 第1章～第9章 [略] <u>第10章 雑則（第203条）</u> 附則</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条 [略] 2 [略] <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条 [略] 2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>（1） 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。</u>）</p> <p>（2） 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第47条第4項第2号において同じ。</u>）</p> <p>（3） 指定特定施設（指定居宅サービス等基準省令第174条第1項に規定</p>

改正前	改正後
<p>する指定特定施設をいう。)</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>(管理者)</p>	<p>する指定特定施設をいう。<u>第47条第4項第3号において同じ。)</u></p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第4号において同じ。)</u></p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</u></p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)</u></p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)</u></p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。)</u></p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができる。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>(管理者)</p>

改正前	改正後
<p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 [略]</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 [略]</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該</u></p>

改正前	改正後
<p>(8)～(9) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p><u>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(10)～(11) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第32条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業</u></p>

改正前	改正後
<p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなら</p>	<p>務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に</p>

改正前	改正後
<p>い。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第40条 [略]</p>	<p><u>「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第37条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第40条 [略]</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第40条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応</p>	<p>(1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) <u>第28条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(7) <u>第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(8) <u>第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応</p>

改正前	改正後
<p>型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p><u>2 利用者の処遇に支障がない場合は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、同項第1号のオペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に、同項第3号の随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務に従事することができる。</u></p> <p><u>3 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</u></p>	<p>型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</u></p> <p><u>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</u></p>

改正前	改正後
	<p>3 <u>オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。</u></p> <p>(1) <u>指定短期入所生活介護事業所</u> (2) <u>指定短期入所療養介護事業所</u> (3) <u>指定特定施設</u> (4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> (5) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (6) <u>指定地域密着型特定施設</u> (7) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> (8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> (9) <u>指定介護老人福祉施設</u> (10) <u>介護老人保健施設</u> (11) <u>介護医療院</u></p> <p>5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p>7 <u>前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪</u></p>

改正前	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて</p>	<p><u>問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の業務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の業務に従事することができ、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の業務に従事することができる。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて</p>

改正前	改正後
<p>おこななければならない。 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等) 第56条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>おこななければならない。 (1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等) 第56条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関</u></p>

改正前	改正後
<p>(地域との連携等)</p> <p>第57条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第33条及び第34条中「定</p>	<p><u>係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第57条 [略]</p> <p><u>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、<u>第32条の2</u></p>

改正前	改正後
<p>期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p>
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>
<p>(5)～(6) [略]</p>	<p>(7)～(8) [略]</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定</p>

改正前	改正後
<p>めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等) 第59条の13 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(非常災害対策) 第59条の15 [略]</p> <p>(衛生管理等) 第59条の16 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p>(勤務体制の確保等) 第59条の13 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策) 第59条の15 [略]</p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等) 第59条の16 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(地域との連携等)</p> <p>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の19 [略]</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

改正前	改正後
<p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問</p>	<p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第</p>

改正前	改正後
<p>介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u></p> <p>2～3 [略]</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p>	<p><u>32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の</u></p>

改正前	改正後
<p>(3)～(5) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 [略]</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p><u>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 [略]</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある</p>	<p>際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設</p>

改正前	改正後
<p>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p>	<p>等の業務に従事することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所（<u>第66条第1項において「本体事業所等」という。</u>）又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p>

改正前	改正後
<p>第65条 [略]</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>第65条 [略]</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。<u>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、かつ、他の本体事業所等の業務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他</u></p>

改正前	改正後
<p>(5)～(6) [略]</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>	<p><u>の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p>

改正前	改正後
<p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」と、第59条の18第4項中「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第63条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準</p>	<p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第73条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号</u>中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」と、第59条の18第4項中「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第63条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準</p>

改正前			改正後		
<p>を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>			<p>を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（<u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。</u>）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u></p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p>
<p>7～13 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的</u></p>			<p>7～13 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u></p>		

改正前	改正後
<p><u>な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（<u>介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体の拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)～(9) [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) [略]</p>

改正前	改正後
<p>(定員の遵守)</p> <p>第101条 [略]</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。</u></p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第106条 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 [略]</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第101条 [略]</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から大船渡市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の大船渡市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の大船渡市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第106条 [略]</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 [略]</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の</p>

改正前	改正後
<p>日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数)</p>

改正前	改正後
<p>第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医</p>	<p>第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介</u></p>

改正前	改正後
<p>療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の業務に従事することができる。</p> <p>6 前項の計画作成担当者は、<u>市長</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>7～8 [略]</p> <p>9～10 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。</p>	<p>護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の業務に従事することができる。</p> <p>6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>7～8 [略]</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10～11 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活</u></p>

改正前	改正後
<p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2～7 [略]</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第117条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1</p>	<p><u>住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</u></p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第117条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話</p>

改正前	改正後
<p>回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第123条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げる<u>いずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス (<u>サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。</u>)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第123条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正前	改正後
<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(協力医療機関等) 第125条 [略]</p>	<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、<u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(協力医療機関等) 第125条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症</p>

改正前	改正後
<p>2～3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、<u>第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の16、第59条</p>	<p>をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7～8 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第38条、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第</p>

改正前	改正後
<p>の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>8～10 [略]</p>	<p>59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」</u>と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項及び前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>8～10 [略]</p> <p>11 <u>次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p>(1) <u>第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図</u></p>

改正前	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p><u>るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第146条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第146条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(協力医療機関等) 第147条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備) 第148条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整</p>	<p>(協力医療機関等) 第147条 [略]</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>(記録の整備) 第148条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整</p>

改正前	改正後
<p>備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の職種は、次の各号に掲げるものとし、その職種ごとの員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士</u></p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</p> <p>9～12 [略]</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p><u>との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p> <p>9～12 [略]</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>

改正前	改正後
<p>14～17 [略]</p> <p>第152条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第157条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体の拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の<u>身体の拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>身体的拘束等の適正化</u>を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>14～17 [略]</p> <p>第152条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第157条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>身体的拘束等の適正化</u>を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹</p>

改正前	改正後
<p>(2)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第163条 [略]</p>	<p>底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第158条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合には、<u>テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第163条 [略]</p> <p><u>(栄養管理)</u></p> <p>第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(緊急時の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の業務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第157条第5項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>	<p>(緊急時の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の業務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の業務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うこと。</p>

改正前	改正後
<p>(運営規程)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第169条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第171条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第169条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第171条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に</p>

改正前	改正後
<p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定地域密着型介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携及び協力が合意されている病院をいう。）</u>を定めておかなければならない。</p>	<p>周知徹底を図ること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医</u></p>

改正前	改正後
<p>2 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p><u>療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第176条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第155条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p>

改正前	改正後
<p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ユニット 次に定めるところによる。</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p>	<p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び<u>第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に設けるべき設備は、次の各号に掲げるものとし、その設備ごとの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ユニット 次に定めるところによる。</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(ウ) 一の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、aに掲げるところによるほか、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。</u></p> <p>(エ) [略] イ～エ [略] (2)～(5) [略] 2 [略]</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 [略] 2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略] 9 [略]</p> <p>(運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(ウ) 一の居室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(エ) [略] イ～エ [略] (2)～(5) [略] 2 [略]</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針) 第182条 [略] 2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) [略] 9 [略]</p> <p>(運営規程) 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8) [略] (9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>

改正前	改正後
<p>(9) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第</p>	<p>(10) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条</u></p>

改正前	改正後
<p>2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、<u>第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>8～11 [略]</p>	<p>第1項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「<u>入居の際に</u>」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>8～11 [略]</p>

改正前	改正後
<p>12 前項の介護支援専門員は、<u>市長</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>13～14 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p>	<p>12 前項の介護支援専門員は、<u>別に厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者でなければならない。</p> <p>13～14 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p>

改正前	改正後
<p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、<u>通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体の拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体の拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小</p>	<p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>ア <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ウ <u>看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小</p>

改正前	改正後
<p>規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 第197条第6号に規定する<u>身体の拘束等の態様及び時間</u>、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第198条第2項に規定する<u>主治の医師による指示の文書</u></p> <p>(5) 第199条第9項に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u></p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第40条、第41条</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」</u>とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」</p>	<p>規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 第197条第6号の規定による<u>身体的拘束等の態様及び時間</u>、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第198条第2項の規定による<u>主治の医師による指示の文書</u></p> <p>(5) 第199条第9項の規定による<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u></p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、<u>第106条及び第106条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第9章第4節</u>」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第2号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護</u></p>

改正前	改正後
<p>と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第203条 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、改正後の大船渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第21号(大船渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
目次	第10章として雑則を加えるものである。
第1章 総則	
第3条	指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備すること、従業者に対する研修を行うこと等を定めるものである。
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第2節 人員に関する基準	
第6条	随時訪問サービスを行う訪問看護師等が指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所の業務を兼務する場合について、それぞれの事業所の所在要件を同一敷地内とすること等を定めるものである。
第7条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。
第4節 運営に関する基準	
第9条	文言を整理するものである。
第24条	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること等を定めるものである。
第31条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第32条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることを定めるものである。
第32条の2	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第33条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。

条 項	要 旨
第34条	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における重要事項について、当該事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧させることで、書面による掲示に代えることができること、また、ウェブサイトへの掲載を原則とすることを定めるものである。
第39条	介護・医療連携推進会議について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第40条の2	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の発生又はその再発の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。
第42条	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えること等を定めるものである。
第3章 夜間対応型訪問介護 第2節 人員に関する基準	
第47条	指定夜間対応型訪問介護事業所におけるオペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員等の兼務等について定めるものである。
第48条	指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。
第4節 運営に関する基準	
第51条	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること等を定めるものである。
第55条	指定夜間対応型訪問介護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第56条	指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第57条	指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合、当該建物の利用者以外の者に対しても同様にサービスの提供を行うように努めることを定めるものである。
第58条	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えること等を定めるものである。
第59条	文言を整理するものである。

条 項	要 旨
第3章の2 地域密着型通所介護 第2節 人員に関する基準	
第59条の4	指定地域密着型通所介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。
第4節 運営に関する基準	
第59条の9	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること等を定めるものである。
第59条の12	指定地域密着型通所介護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第59条の13	指定地域密着型通所介護事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第59条の15	指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時に備えて定期的実施する避難訓練等に地域住民の参加が得られるように連携に努めることを定めるものである。
第59条の16	指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。
第59条の17	運営推進会議について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第59条の19	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えるものである。
第59条の20	文言を整理するものである。
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準	
第59条の20 の3	文言を整理するものである。
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 第2款 人員に関する基準	
第59条の24	指定療養通所介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。

条 項	要 旨
第4款 運営に関する基準	
第59条の30	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること等を定めるものである。
第59条の34	指定療養通所介護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第59条の36	委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第59条の37	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えること等を定めるものである。
第59条の38	文言を整理するものである。
第4章 認知症対応型通所介護	
第2節 人員及び設備に関する基準	
第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護	
第62条	単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。
第2款 共用型指定認知症対応型通所介護	
第64条	文言を整理するものである。
第65条	文言を整理するものである。
第66条	共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削ること等を定めるものである。
第3節 運営に関する基準	
第70条	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること等を定めるものである。
第71条	文言を整理するものである。
第73条	指定認知症対応型通所介護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第79条	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えること等を定めるものである。
第80条	文言を整理するものである。

条 項	要 旨
第5章 小規模多機能型居宅介護 第2節 人員に関する基準	
第82条	指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の兼務が可能な施設等のうち、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、当該事業所と同一敷地内への設置としていた所在要件を、当該事業所に併設することに変更すること等を定めるものである。
第83条	指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合について、当該事業所に併設し、又は同一敷地内に設置することとしていた他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。
第4節 運営に関する基準	
第87条	サービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第92条	身体的拘束等の適正化を図るため、指定小規模多機能型居宅介護事業者が講ずべき措置を定めるものである。
第100条	指定小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第101条	過疎地域等における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合に限り、市が認めた日から介護保険事業計画の終期まで、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行えること等を定めるものである。
第106条の2	指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について定めるものである。
第107条	文言を整理するものである。
第108条	文言を整理するものである。
第6章 認知症対応型共同生活介護 第2節 人員に関する基準	
第110条	共同生活住居の構造が利用者の安全管理上の一定の要件を満たすことにより、夜間及び深夜の時間帯に事業所に置くべき従業者の員数を減員できること等を定めるものである。
第111条	本体事業所における共同生活住居の管理者は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者を兼務できること等を定めるものである。

条 項	要 旨
第112条	文言を整理するものである。
第3節 設備に関する基準	
第113条	指定認知症対応型共同生活介護事業所が所有する共同生活住居数の基準を1以上3以下とし、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所が所有する共同生活住居数の基準を1又は2とすることを定めるものである。
第4節 運営に関する基準	
第117条	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できること等を定めるものである。
第121条	共同生活住居の管理者が他のサービスの事業所、施設等の管理者を兼務する場合について、当該住居と同一敷地内に設置することとしていた他のサービスの事業所、施設等の所在要件を削ること等を定めるものである。
第122条	共同生活住居の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第123条	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第125条	指定認知症対応型共同生活介護事業者が協力医療機関を選定する際の要件、両者間において利用者の病状が急変した場合等の対応を確認すること等を定めるものである。
第127条	文言を整理するものである。
第128条	文言を整理するものである。
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	
第2節 人員に関する基準	
第130条	指定地域密着型特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の員数について、減員できる要件等を定めるものである。
第131条	指定地域密着型特定施設の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該施設と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。
第4節 運営に関する基準	
第138条	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。

条 項	要 旨
第145条	指定地域密着型特定施設の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第146条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第147条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が協力医療機関を選定する際の要件、両者間において利用者の病状が急変した場合等の対応を確認すること等を定めるものである。
第148条	文言を整理するものである。
第149条	文言を整理するものである。
第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
第 2 節 人員に関する基準	
第151条	指定地域密着型介護老人福祉施設に置くこととされている栄養士又は管理栄養士について、他の社会福祉施設と連携することにより当該施設の入所者の処遇に支障がないときは、置かないことができること等を定めるものである。
第 3 節 設備に関する基準	
第152条	文言を整理するものである。
第 4 節 運営に関する基準	
第157条	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できること等を定めるものである。
第158条	サービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第163条の 2	指定地域密着型介護老人福祉施設における入所者の計画的な栄養管理の実施について定めるものである。
第163条の 3	指定地域密着型介護老人福祉施設における入所者の計画的な口腔衛生の管理の実施について定めるものである。
第165条の 2	指定地域密着型介護老人福祉施設において、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行うこと等を定めるものである。
第166条	指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該施設と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。

条 項	要 旨
第167条	文言を整理するものである。
第168条	指定地域密着型介護老人福祉施設の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第169条	指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第171条	指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できること等を定めるものである。
第172条	指定地域密着型介護老人福祉施設が協力医療機関を選定する際の要件、両者間において利用者の病状が急変した場合等の対応を確認すること等を定めるものである。
第175条	事故発生の防止のための委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できること等を定めるものである。
第176条	文言を整理するものである。
第177条	文言を整理するものである。
<p>第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第2款 設備に関する基準</p>	
第180条	ユニットの入居定員を、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする等々を定めるものである。
<p>第3款 運営に関する基準</p>	
第182条	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第186条	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第187条	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第189条	文言を整理するものである。

条 項	要 旨
第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第2節 人員に関する基準	
第191条	従業者が業務を兼務できる施設等から指定介護療養型医療施設を削ること等を定めるものである。
第192条	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削ること等を定めるものである。
第193条	文言を整理するものである。
第4節 運営に関する基準	
第197条	身体的拘束等の適正化を図るため、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が講ずべき措置等を定めるものである。
第201条	文言を整理するものである。
第202条	文言を整理するものである。
第10章 雑則	
第203条	この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における重要事項のウェブサイトへの掲載の経過措置として、令和7年3月31日まで当該掲載を猶予することを定めるものである。
第3項	身体的拘束等の適正化を図るために指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が講ずる措置の経過措置として、令和7年3月31日まで当該措置を講ずる義務を猶予することを定めるものである。
第4項	指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の経過措置として、令和9年3月31日まで当該委員会の設置義務を猶予することを定めるものである。

条 項	要 旨
第5項	指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の協力医療機関選定の経過措置として、令和9年3月31日まで当該選定の義務を猶予することを定めるものである。

議案第22号

大船渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、介護予防認知症対応型通所介護の基準等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年大船渡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（従業者の員数）</p>	<p>目次 第1章～第4章 [略] <u>第5章 雑則（第91条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>（従業者の員数）</p>

改正前	改正後
<p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p>	<p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第44条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第10条第1項において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員等)</p>

改正前	改正後
<p>第9条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）</u>の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>第9条 [略]</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第16条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。第16条において同じ。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。<u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、かつ、他の本体事業所等の業務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第11条 [略]</p>

改正前	改正後
<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければな</p>

改正前	改正後
<p>らない。</p> <p>(非常災害対策) 第30条 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>らない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策) 第30条 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>

改正前	改正後
<p>第31条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第37条 [略]</p>	<p>第31条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第37条 [略]</p>

改正前	改正後
<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p>第37条の2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>に開催するとともに、その結果について、<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(記録の整備)</p>

改正前	改正後
<p>第40条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) [略]</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p>	<p>第40条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p>

改正前	改正後												
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p> <table border="1" data-bbox="188 501 1050 1045"> <tr> <td data-bbox="188 501 427 823">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="427 501 864 823">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（<u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。</u>）又は介護医療院</td> <td data-bbox="864 501 1050 823">介護職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 823 427 1045">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td> <td data-bbox="427 823 864 1045">前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</td> <td data-bbox="864 823 1050 1045">看護師又は准看護師</td> </tr> </table>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（ <u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。</u> ）又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1173 501 2036 1045"> <tr> <td data-bbox="1173 501 1413 823">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td> <td data-bbox="1413 501 1850 823">指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u></td> <td data-bbox="1850 501 2036 823">介護職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 823 1413 1045">当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td> <td data-bbox="1413 823 1850 1045">前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、<u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u></td> <td data-bbox="1850 823 2036 1045">看護師又は准看護師</td> </tr> </table>	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（ <u>医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。</u> ）又は介護医療院	介護職員											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	介護職員											
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</u>	看護師又は准看護師											
<p>7～13 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている</p>	<p>7～13 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p>												

改正前	改正後
<p>場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準省令第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>2～3 [略]</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置</p>

改正前	改正後
<p>(<u>身体</u>の拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の拘束<u>その他利用者の行動を制限する行為</u>（以下「<u>身体</u>の拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多</p>	<p>かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(<u>身体的</u>拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会</u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多</p>

改正前	改正後
<p>機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>通いサービス及び宿泊サービスの利用については、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。</u></p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居) 第63条 [略]</p> <p>(記録の整備) 第64条 [略]</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、</p>	<p>機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、<u>過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から大船渡市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の大船渡市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の大船渡市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居) 第63条 [略]</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第63条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備) 第64条 [略]</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、</p>

改正前	改正後
<p>当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行</p>	<p>当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第28条の2</u>、第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号</u>中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行</p>

改正前	改正後
<p>う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画</p>	<p>う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予</p>

改正前	改正後
<p>の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の業務に従事することができる。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9～10 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の業務に従事することができる。</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老</p>	<p>防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者所における他の業務に従事することができる。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p> <p>10～11 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老</p>

改正前	改正後
<p>人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>市長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p>	<p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p>
<p>2～7 [略]</p>	<p>2～7 [略]</p>
<p>(<u>身体</u>の拘束等の禁止)</p>	<p>(<u>身体的</u>拘束等の禁止)</p>
<p>第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>の拘束等を行ってはならない。</p>	<p>第78条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的</u>拘束等を行ってはならない。</p>
<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の<u>身体</u>の拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の<u>身体的</u>拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>
<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>身体的</u>拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>身体的</u>拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) <u>身体的</u>拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) <u>身体的</u>拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(2)～(3) [略]</p>
<p>(管理者による管理)</p>	<p>(管理者による管理)</p>

改正前	改正後
<p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス <u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u> の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならな</u></p>

改正前	改正後
<p>(協力医療機関等) 第83条 [略]</p>	<p>い。</p> <p>(協力医療機関等) 第83条 [略]</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2～3</u> [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体の拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、<u>第36条、第37条(第4項を除く。)</u>、第38条、第39条、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、<u>第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模</u></p>	<p><u>7～8</u> [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 [略]</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、<u>第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)</u>、第56条、第59条、<u>第61条及び第63条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有す</u></p>

改正前	改正後
<p>多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>る者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第91条 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、改正後の大船渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新条例」という。）第32条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第22号(大船渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
目次	第5章として雑則を加えるものである。
第1章 総則	
第3条	指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備すること、従業者に対する研修を行うこと等を定めるものである。
第2章 介護予防認知症対応型通所介護 第2節 人員及び設備に関する基準 第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護	
第6条	単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削るものである。
第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	
第8条	文言を整理するものである。
第9条	文言を整理するものである。
第10条	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合において、当該事業所と同一敷地内とされている他の事業所、施設等の所在要件を削ること等を定めるものである。
第3節 運営に関する基準	
第11条	文言を整理するものである。
第27条	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第28条	指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第28条の2	指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること等を定めるものである。

条 項	要 旨
第30条	指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害時に備えて定期的に実施する避難訓練等に地域住民の参加が得られるように連携に努めることを定めるものである。
第31条	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。
第32条	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における重要事項について、当該事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧させることで、書面による掲示に代えることができること、また、ウェブサイトへの掲載を原則とすることを定めるものである。
第37条の2	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の発生又はその再発の防止のために、事業者が講ずべき措置を定めるものである。
第39条	運営推進会議について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第40条	サービスの提供に関する記録事項に、身体的拘束等に係る事項を加えること等を定めるものである。
第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
第42条	サービスの提供の際は、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を禁止すること等を定めるものである。
第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護	
第2節 人員に関する基準	
第44条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の兼務が可能な施設等のうち、指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、当該事業所と同一敷地内への設置としていた所在要件を、当該事業所に併設することに変更すること等を定めるものである。
第45条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が他の事業所、施設等の業務を兼務する場合について、当該事業所に併設し、又は同一敷地内に設置することとしていた他の事業所、施設等の所在要件を削ること等を定めるものである。
第4節 運営に関する基準	
第49条	サービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用して開催できることを定めるものである。
第53条	身体的拘束等の適正化を図るため、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が講ずべき措置を定めるものである。

条 項	要 旨
第57条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第58条	過疎地域等における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合に限り、市が認めた日から介護保険事業計画の終期まで、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行えること等を定めるものである。
第63条の2	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について定めるものである。
第64条	文言を整理するものである。
第65条	文言を整理するものである。
第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護 第2節 人員に関する基準	
第71条	共同生活住居の構造が利用者の安全管理上の一定の要件を満たすことにより、夜間及び深夜の時間帯に事業所に置くべき従業員の員数を減員できること等を定めるものである。
第72条	本体事業所における共同生活住居の管理者は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者を兼務できること等を定めるものである。
第3節 設備に関する基準	
第74条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所有する共同生活住居数の基準を1以上3以下とし、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が所有する共同生活住居数の基準を1又は2とすることを定めるものである。
第4節 運営に関する基準	
第78条	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して開催できること等を定めるものである。
第79条	共同生活住居の管理者が他のサービスの事業所、施設等の管理者を兼務する場合について、当該住居と同一敷地内に設置することとしていた他のサービスの事業所、施設等の所在要件を削ること等を定めるものである。

条 項	要 旨
第80条	共同生活住居の運営規程に定める事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものである。
第81条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切なサービスの提供を確保するため、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること等を定めるものである。
第83条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が協力医療機関を選定する際の要件、両者間において利用者の病状が急変した場合等の対応を確認すること等を定めるものである。
第85条	文言を整理するものである。
第86条	文言を整理するものである。
第5章 雑則	
第91条	この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における重要事項のウェブサイトへの掲載の経過措置として、令和7年3月31日まで当該掲載を猶予することを定めるものである。
第3項	身体的拘束等の適正化を図るために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が講ずる措置の経過措置として、令和7年3月31日まで当該措置を講ずる義務を猶予することを定めるものである。
第4項	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の経過措置として、令和9年3月31日まで当該委員会の設置義務を猶予することを定めるものである。

議案第23号

大船渡市森林総合利用施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市森林総合利用施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

現下の社会経済情勢及び類似施設との均衡を考慮し、総合案内施設等の利用料金の上限額を改定しようとするものです。

大船渡市森林総合利用施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市森林総合利用施設設置管理に関する条例（平成3年大船渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第8条関係） 大船渡市森林総合利用施設利用料金				別表（第8条関係） 大船渡市森林総合利用施設利用料金					
1 総合案内施設等				1 総合案内施設等					
区分	単位		利用料金の上限額	区分	単位		利用料金の上限額		
総合案内施設	浴室及びシャワー室		1人1回	200円	総合案内施設	浴室及びシャワー室		1人1回	円 400
	[略]					[略]			
バンガロー	8人用	[略]	1室	[略]	バンガロー	8人用	[略]	1室	[略]
		午後4時から翌日午前10時まで		18,000			午後4時から翌日午前10時まで		20,000
	6人用	[略]	1室	[略]	バンガロー	6人用 <small>（小）</small>	[略]	1室	[略]
		午後4時から翌日午前10時まで		15,000			午後4時から翌日午前10時まで		17,000
	6人用 <small>（新棟）</small>	[略]	1室	[略]	バンガロー	6人用 <small>（大）</small>	[略]	1室	[略]
		午後4時から翌日午前10時まで		16,000			午後4時から翌日午前10時まで		18,000
コテージ	4人用	午後4時から翌日午前10時まで	1室2人まで	13,000	コテージ	4人用	午前11時から午後3時まで	1室4人まで	4,000
			3人	15,000			午後4時から翌日午前10時まで	1室2人まで	14,000
			4人	18,000				3人	16,000
								4人	20,000
[略]				[略]					
バーベキューハウス		1炉につき4時間までごと		1,000	バーベキューハウス		1炉につき1時間までごと		500
キャンプ場	キャンプ場使用	1張	500	キャンプ場	キャンプ場使用	持込みテント	1日につき1張	500	

改正前				改正後				
						1泊につき	4人以下 用1張	1,000
							5人以上 用1張	2,000
					タープ	1日につき	1張	500
						1泊につき		1,000
	テント	1張につき1回ごと	1,000		貸出テント	1張につき1回ごと		1,000
	敷板	2枚1組につき1回ごと	300					
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			
備考				備考				
1 バンガローの使用が定員に満たない場合は、定員から使用人数を差し引いた人数1人につき1,000円を減額する。 <u>(幼児の利用料金については、無料とし、使用人数に含まない。)</u>				1 バンガローの使用が定員に満たない場合は、定員から使用人数を差し引いた人数1人につき1,000円を減額する。				
2 <u>11月1日から翌年3月31日までの午後4時から翌日午前10時までのバンガローの利用料金については、3,000円を減額する。</u>				2 <u>浴室、シャワー室、バンガロー及びコテージの幼児の利用料金については、無料とし、使用人数に含まない。</u>				
3 <u>コテージを小学生が使用する場合は、それぞれ算定した1人当たりの利用料金の半額とする。(幼児の利用料金については、無料とし、使用人数に含まない。)</u>				3 <u>バンガロー及びコテージを小学生が使用する場合は、小学生1人につき1,000円を減額する。</u>				
4 <u>11月1日から翌年3月31日までのコテージの利用料金については、それぞれ算定した1人当たりの利用料金から500円を減額する。</u>								
2 [略]				2 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

- この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第23号(大船渡市森林総合利用施設設置管理に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表	総合案内施設の浴室及びシャワー室の利用料金の上限額を改定し、1人1回につき400円とすること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年7月1日とするものである。
第2項	改正後の別表の規定は、令和6年7月1日以後の使用に係る利用料金に適用することを定めるものである。

議案第24号

大船渡市漁港管理条例の一部を改正する条例について

大船渡市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 瀧 上 清

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするとともに、岩手県の例に準じ、漁港施設等の占用料の額を改定しようとするものです。

大船渡市漁港管理条例の一部を改正する条例

大船渡市漁港管理条例（昭和43年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後																																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第11条 漁港の区域内の水域（市長以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者は、別表第2に掲げる土砂採取料又は別表第3に掲げる占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第10条関係） 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の区分</th> <th rowspan="2">工作物を設置する場合 (電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)</th> <th rowspan="2">工作物を設置しない場合</th> <th rowspan="2">電柱類を設置する場合</th> <th colspan="2">地下埋設物を設置する場合</th> </tr> <tr> <th>外径40センチメートル未満</th> <th>外径40センチメートル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸壁 物揚場 栈橋</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>1本ごとに1年につき 470</td> <td>1メートルまでごとに1年</td> <td>1メートルまでごとに1年</td> </tr> </tbody> </table>					施設の種類の区分	工作物を設置する場合 (電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上	岸壁 物揚場 栈橋	[略]		1本ごとに1年につき 470	1メートルまでごとに1年	1メートルまでごとに1年	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第11条 漁港の区域内の水域（市長以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は別表第3に掲げる占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第10条関係） 占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類の区分</th> <th rowspan="2">工作物を設置する場合 (電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)</th> <th rowspan="2">工作物を設置しない場合</th> <th rowspan="2">電柱類を設置する場合</th> <th colspan="2">地下埋設物を設置する場合</th> </tr> <tr> <th>外径40センチメートル未満</th> <th>外径40センチメートル以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸壁 物揚場 栈橋</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>1本ごとに1年につき 550</td> <td>1メートルまでごとに1年</td> <td>1メートルまでごとに1年</td> </tr> </tbody> </table>					施設の種類の区分	工作物を設置する場合 (電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上	岸壁 物揚場 栈橋	[略]		1本ごとに1年につき 550	1メートルまでごとに1年	1メートルまでごとに1年
施設の種類の区分	工作物を設置する場合 (電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合																																	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上																																
岸壁 物揚場 栈橋	[略]		1本ごとに1年につき 470	1メートルまでごとに1年	1メートルまでごとに1年																																
施設の種類の区分	工作物を設置する場合 (電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合																																	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上																																
岸壁 物揚場 栈橋	[略]		1本ごとに1年につき 550	1メートルまでごとに1年	1メートルまでごとに1年																																

改正前					改正後					
船揚場	[略]	円	につき100	につき180	船揚場	[略]	円	につき120	につき210	
漁具干場			円	円	漁具干場			円	円	
漁港施設用地	[略]				漁港施設用地	[略]				
荷さばき所	[略]				荷さばき所	[略]				
野積場	[略]				野積場	[略]				
道路	[略]			道路	[略]					
備考 [略]					備考 [略]					
別表第3 (第11条関係) 占用料					別表第3 (第11条関係) 占用料					
区分	工作物を設置する場合(電柱類又は地下埋設物を設置する場合を除く。)	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合		区分	工作物を設置しない場合	電柱類を設置する場合	地下埋設物を設置する場合	
				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上				外径40センチメートル未満	外径40センチメートル以上
水域	[略]	1本ごとに1年につき470円	1メートルまでごとに1年につき100円	1メートルまでごとに1年につき180円		水域	[略]	1本ごとに1年につき550円	1メートルまでごとに1年につき120円	1メートルまでごとに1年につき210円
公共空地	[略]									
備考 [略]					備考 [略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号(大船渡市漁港管理条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	文言を整理するものである。
第11条	土砂採取料等の納付の対象に、認定計画実施者を加えるものである。
別表第1	漁港施設において、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の占用料の額を改定するものである。
別表第3	漁港区域内の水域及び公共空地において、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の占用料の額を改定するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第25号

大船渡市製氷施設条例の一部を改正する条例について

大船渡市製氷施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

現下の社会経済情勢を踏まえ、適切な施設の運営を行うため、製氷施設の利用料金の上限額を改定しようとするものです。

大船渡市製氷施設条例の一部を改正する条例

大船渡市製氷施設条例（平成25年大船渡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用料金（消費税額を含む。以下同じ。）は、タンク1個（270リットル相当）当たり<u>1,000円</u>以内を基準とした利用数量による額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 利用料金（消費税額を含む。以下同じ。）は、タンク1個（270リットル相当）当たり<u>1,500円</u>以内を基準とした利用数量による額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第25号(大船渡市製氷施設条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第8条	製氷施設の利用料金の上限額を改定し、タンク1個(270リットル相当)当たり1,500円とすることを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	改正後の第8条第1項の規定は、令和6年4月1日以後の使用に係る利用料金に適用することを定めるものである。

議案第26号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

岩手県の例に準じ、市道の占用料の額を改定しようとするものです。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
 道路占用料徴収条例（昭和51年大船渡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	[略]	<u>470</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	[略]	<u>550</u>
	第2種電柱		<u>720</u>		第2種電柱		<u>840</u>
	第3種電柱		<u>970</u>		第3種電柱		<u>1,100</u>
	第1種電話柱		<u>420</u>		第1種電話柱		<u>490</u>
	第2種電話柱		<u>670</u>		第2種電話柱		<u>780</u>
	第3種電話柱		<u>920</u>		第3種電話柱		<u>1,100</u>
	その他の柱類		<u>42</u>		その他の柱類		<u>49</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	[略]	<u>4</u>		共架電線その他上空に設ける線類	[略]	<u>5</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
	路上に設ける変圧器	[略]	<u>410</u>		路上に設ける変圧器	[略]	<u>480</u>
	地下に設ける変圧器	[略]	<u>250</u>		地下に設ける変圧器	[略]	<u>290</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	[略]	<u>840</u>		変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	[略]	<u>980</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>350</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>410</u>
	広告塔	[略]	<u>760</u>		広告塔	[略]	<u>670</u>
その他のもの	[略]	<u>840</u>	その他のもの	[略]	<u>980</u>		
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	<u>18</u>	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		<u>25</u>		外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		<u>29</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		<u>38</u>		外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		<u>44</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		<u>50</u>		外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		<u>59</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		<u>75</u>		外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		<u>88</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		<u>100</u>		外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		<u>120</u>

改正前				改正後				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>180</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>250</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>290</u>	
	外径が1メートル以上のもの		<u>500</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>590</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	<u>840</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	<u>980</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		<u>380</u>	上空に設ける通路		<u>330</u>		
	地下に設ける通路		<u>230</u>	地下に設ける通路		<u>200</u>		
その他のもの		<u>840</u>	その他のもの		<u>980</u>			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>8</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>7</u>	
	その他のもの	[略]	<u>76</u>		その他のもの	[略]	<u>67</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	<u>76</u>	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	<u>67</u>
		その他のもの	[略]	<u>760</u>		その他のもの	[略]	<u>670</u>
第7条第1号に掲げる物件	標識	[略]	<u>670</u>	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)	標識	[略]	<u>780</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>8</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>7</u>
		その他のもの	[略]	<u>76</u>		その他のもの	[略]	<u>67</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>8</u>	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>7</u>

改正前					改正後				
	設であるものを除く。)	その他のもの	[略]	76		設であるものを除く。)	その他のもの	[略]	67
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	760		アーチ	車道を横断するもの	[略]	670
		その他のもの		380			その他のもの		330
政令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	840	政令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	980
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	76	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	67
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				84	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				98
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		[略]	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		[略]	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.016を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額

改正前				改正後			
建築物	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を 乗じて得た額	建築物	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を 乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.033</u> を 乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を 乗じて得た額
				政令第7条第14号に掲げる施設			Aに <u>0.031</u> を 乗じて得た額
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号(道路占用料徴収条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表	市道の占用料の額を改定するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第27号

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例について

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

市が管理する道路法の適用を受けない道路について、岩手県の例に準じ、占用料の額を改定しようとするものです。

道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例
 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例（平成13年大船渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
1 道路占用料				1 道路占用料			
	占用物件	単位	金額		占用物件	単位	金額
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	[略]	470円	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	[略]	550円
	第2種電柱		720円		第2種電柱		840円
	第3種電柱		970円		第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		420円		第1種電話柱		490円
	第2種電話柱		670円		第2種電話柱		780円
	第3種電話柱		920円		第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		42円		その他の柱類		49円
	共架電線その他上空に設ける線類	[略]	4円		共架電線その他上空に設ける線類	[略]	5円
	[略]		[略]		[略]		[略]
	路上に設ける変圧器	[略]	410円		路上に設ける変圧器	[略]	480円
	地下に設ける変圧器	[略]	250円		地下に設ける変圧器	[略]	290円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	840円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	980円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		350円		郵便差出箱及び信書便差出箱		410円
	広告塔	[略]	760円		広告塔	[略]	670円
その他のもの	[略]	840円	その他のもの	[略]	980円		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	18円	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	[略]	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		25円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		44円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		59円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		75円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		88円

改正前				改正後				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		250円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		290円	
	外径が1メートル以上のもの		500円		外径が1メートル以上のもの		590円	
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		[略]	840円	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		[略]	980円	
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		380円	上空に設ける通路		330円		
	地下に設ける通路		230円	地下に設ける通路		200円		
その他のもの		840円	その他のもの		980円			
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	8円	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	7円	
	その他のもの	[略]	76円		その他のもの	[略]	67円	
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	[略]	76円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	[略]	67円
		その他のもの	[略]	760円		その他のもの	[略]	670円
	標識		[略]	670円	標識		[略]	780円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	8円	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	7円

改正前					改正後				
		その他のもの	[略]	76円			その他のもの	[略]	67円
	幕（工事用板 囲、足場、詰 所その他の工 事用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の	[略]	8円		幕（工事用板 囲、足場、詰 所その他の工 事用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の	[略]	7円
		その他のもの	[略]	76円			その他のもの	[略]	67円
	アーチ	車道を横断する もの	[略]	760円		アーチ	車道を横断する もの	[略]	670円
		その他のもの		380円			その他のもの		330円
太陽光発電設備及び風力発電設備			[略]	840円	太陽光発電設備及び風力発電設備			[略]	980円
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				Aに0.033を 乗じて得た額	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設				Aに0.031を 乗じて得た額
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料			[略]	76円	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料			[略]	67円
防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物				84円	防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物				98円
都市再開発法（昭和44年法律第38号）による					都市再開発法（昭和44年法律第38号）による				

改正前				改正後			
市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設				市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設			
高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は道路法第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの	[略]	Aに0.023を乗じて得た額	高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は道路法第33条第2項第1号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの	[略]	Aに0.017を乗じて得た額
			Aに0.023を乗じて得た額				Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物 その他のもの		Aに0.023を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	建築物 その他のもの		Aに0.022を乗じて得た額
			Aに0.016を乗じて得た額				Aに0.015を乗じて得た額
建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
			Aに0.023を乗じて得た額				Aに0.022を乗じて得た額

改正前		改正後	
分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの	その他のもの	分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの	その他のもの
道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。)	又は同法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設に設けるものを除く。)	道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車(側車付きのものを除く。)	又は同法第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設に設けるものを除く。)
		防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設(都市再生特別措置法第19条の15第1項に規定する非常用電気等供給施設をいう。)その他これらに類する施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第16条の3第2号イ並びに第35条の7第2号及び第4号において同じ。)の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの	
備考 [略] 2～4 [略]		備考 [略] 2～4 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号(道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表	市が管理する道路法の適用を受けない道路の占用料の額を改定するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第28号

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例について

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 瀧 上 清

提案理由

本市において導入するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度、国の子育て支援の方針等を踏まえ、市営住宅の入居の要件を拡大すること、後ノ入団地20戸を廃止すること等について、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例

大船渡市営住宅条例（平成9年大船渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。）があること。</p> <p>(2) その者の収入がイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからホまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円</p> <p>ハ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円</p> <p>ニ [略]</p> <p>ホ イからニまでに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては、前項第2号から第4号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族等（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあることを証明することができるものを保有している者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p>(2) その者の収入がイからヘまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからヘまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者である場合 214,000円</p> <p>ハ 夫婦のみの世帯であつて、夫婦の一方又は双方が39歳以下の者（以下「若者夫婦世帯」という。）である場合 214,000円</p> <p>ニ 入居者若しくは同居者に妊娠している者がある又は同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある（以下「子育て世帯」という。）場合 214,000円</p> <p>ホ [略]</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては、前項第2号から第4号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を</p>

改正前	改正後
<p>除く。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 [略]</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前条第1項第2号ニに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、規則で定める市営住宅運営委員会の意見を聴いて定める。</p> <p>5 市長は、第1項各号に規定する者のうち、<u>20歳未満の子を扶養している</u></p>	<p>除く。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を読み替えて</u>準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 [略]</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 前条第1項第2号ホに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第4号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため<u>親族等</u>と同居することができない者</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、<u>18歳に達する日以後の最初の</u></p>

改正前	改正後
<p>配偶者のない者、引揚者又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）、配偶者等からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者等からの暴力の被害者を除く。）若しくは低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、<u>前3項の規定にかかわらず</u>、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>（同居の承認） 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に、同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（家賃の納付） 第17条 [略]</p> <p>（収入超過者に対する家賃） 第30条 [略] 2 [略] 3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p> <p>（高額所得者に対する家賃等） 第32条 [略]</p>	<p><u>3月31日までの間にある子</u>を扶養している配偶者のない者、若者夫婦世帯、子育て世帯、引揚者又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族等が心身障害者である者を含む。）、配偶者等からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者等からの暴力の被害者を除く。）若しくは低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、<u>前2項の規定にかかわらず</u>、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>（同居の承認） 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に、同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（家賃の納付） 第17条 [略]</p> <p><u>（督促及び遅延損害金の徴収）</u> 第17条の2 市長は、大船渡市債権管理条例（令和5年大船渡市条例第1号）の定めるところにより、家賃の督促及び遅延損害金の徴収を行うものとする。</p> <p>（収入超過者に対する家賃） 第30条 [略] 2 [略] 3 第16条、第17条及び第17条の2の規定は、第1項の家賃について準用する。</p> <p>（高額所得者に対する家賃等） 第32条 [略]</p>

改正前	改正後																																																											
<p>2 [略]</p> <p>3 第16条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条の規定は、第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 駐車場の使用については、第49条から前条までに定めるもののほか、第17条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 699 1048 1077"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>佐野団地</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後ノ入団地</td> <td>昭和45年度</td> <td>簡易耐火構造 平家建</td> <td>12</td> <td>大船渡市赤崎町字 後ノ入44番地1</td> </tr> <tr> <td>昭和46年度</td> <td>簡易耐火構造 平家建</td> <td>8</td> <td>大船渡市赤崎町字 後ノ入44番地7</td> </tr> <tr> <td>後ノ入東団地</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 当分の間、市営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。</p> <p>10～12 [略]</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p>	名称	建設年度	構造	戸数	位置	[略]					佐野団地	[略]				後ノ入団地	昭和45年度	簡易耐火構造 平家建	12	大船渡市赤崎町字 後ノ入44番地1	昭和46年度	簡易耐火構造 平家建	8	大船渡市赤崎町字 後ノ入44番地7	後ノ入東団地	[略]				[略]					<p>2 [略]</p> <p>3 第16条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、<u>第17条及び第17条の2</u>の規定は、第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 駐車場の使用については、第49条から前条までに定めるもののほか、第17条、<u>第17条の2</u>、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1160 699 2033 911"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>佐野団地</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>後ノ入東団地</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>9 当分の間、市営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族等がない場合においても同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。</p> <p>10～12 [略]</p>	名称	建設年度	構造	戸数	位置	[略]					佐野団地	[略]				後ノ入東団地	[略]				[略]				
名称	建設年度	構造	戸数	位置																																																								
[略]																																																												
佐野団地	[略]																																																											
後ノ入団地	昭和45年度	簡易耐火構造 平家建	12	大船渡市赤崎町字 後ノ入44番地1																																																								
	昭和46年度	簡易耐火構造 平家建	8	大船渡市赤崎町字 後ノ入44番地7																																																								
後ノ入東団地	[略]																																																											
[略]																																																												
名称	建設年度	構造	戸数	位置																																																								
[略]																																																												
佐野団地	[略]																																																											
後ノ入東団地	[略]																																																											
[略]																																																												

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号(大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第6条	市営住宅の入居者資格に、パートナーシップ又はファミリーシップの関係にある者を加えるとともに、若者夫婦世帯及び子育て世帯の入居収入基準額等を定めるものである。
第7条	文言を整理するものである。
第9条	市営住宅の優先入居者に、若者夫婦世帯及び子育て世帯を加えること等を定めるものである。
第12条	文言を整理するものである。
第17条の2	期限までに支払われない家賃の督促及び遅延損害金の徴収について定めるものである。
第30条	文言を整理するものである。
第32条	文言を整理するものである。
第59条	文言を整理するものである。
別表	後ノ入団地20戸を削るものである。
附則第9項	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第29号

大船渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

大船渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

本市において導入するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度等を踏まえ、特定公共賃貸住宅の入居の要件を拡大すること等について、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

大船渡市特定公共賃貸住宅条例（平成13年大船渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、<u>その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前号に掲げる者のほか、現に同居し、又は同居しようとする親族がない者であって、市長が別に定める基準に該当するもの（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者、<u>大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあることを証明することができるものを保有している者又は里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）を含む。以下同じ。）があるもの</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前号に掲げる者のほか、現に同居し、又は同居しようとする親族等がない者であって、市長が別に定める基準に該当するもの（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者は、特定公共賃貸住宅に入居することができない。</u></p>
<p>(同居の承認)</p> <p>第11条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居の際に、同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第11条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居の際に、同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p>

改正前	改正後
<p>(入居の承継)</p> <p>第12条 特定公共賃貸住宅の入居者が、同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合において、当該同居の親族が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居を希望するときは、当該同居の親族は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(督促及び延滞金の徴収)</u></p> <p>第16条 市長は、家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第12条 特定公共賃貸住宅の入居者が、同居の親族等を残して死亡し、又は退去した場合において、当該同居の親族等が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居を希望するときは、当該同居の親族等は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(督促及び遅延損害金の徴収)</u></p> <p>第16条 市長は、大船渡市債権管理条例（令和5年大船渡市条例第1号）の定めるところにより、家賃の督促及び遅延損害金の徴収を行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号(大船渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第6条	特定公共賃貸住宅の入居者資格に、パートナーシップ又はファミリーシップの関係にある者及び里子を加えること等を定めるものである。
第11条	文言を整理するものである。
第12条	文言を整理するものである。
第16条	期限までに支払われない家賃の督促及び遅延損害金の徴収について定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第30号

大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 (大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大船渡市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年大船渡市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大船渡市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年大船渡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号(大船渡市水道事業の設置等に関する条例及び大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

第1条(大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第6条	文言を整理するものである。

第2条(大船渡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第5条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第31号

大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例について

大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等に伴い、手当等の種類及び基準について、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和63年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第9条 <u>特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない</u>と認められるものに従事する職員に対して支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第9条 <u>職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが困難な事情があるとき、その特殊性に応じて特殊勤務手当を支給することができる。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>2 <u>前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第16条の2 <u>災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき災害応急対策若しくは災害復旧のため、国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき復興計画の作成等のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u></p> <p>(武力攻撃災害等派遣手当)</p> <p>第16条の3 <u>武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条において読み替えて準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対し</u></p>

改正前	改正後
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p><u>第20条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>	<p><u>て支給する。</u></p> <p>(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p><u>第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬(時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び特殊勤務報酬を含む。)、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p><u>2 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して市長が定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第31号(大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	手当の種類に、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当を加えること等を定めるものである。
第8条	通勤手当の支給について、一般職の職員の規定に合わせて文言を整理するものである。
第9条	文言を整理するものである。
第14条の2	管理職員特別勤務手当の支給について、一般職の職員の規定に合わせて文言を整理するものである。
第16条の2	災害派遣手当の支給について定めるものである。
第16条の3	武力攻撃災害等派遣手当の支給について定めるものである。
第20条	会計年度任用職員の給与の種類及び基準について定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。

議案第32号

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

水道法の一部改正、水道事業及び簡易水道事業の統合等に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大船渡市水道事業給水条例（平成10年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(分岐負担金)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 分岐負担金は、第6条第1項の規定による<u>申込みの際</u>、納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(分岐負担金)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 分岐負担金は、第6条第1項の規定による<u>承認を受けた後</u>、納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(メーターの貸与)</p> <p>第23条 メーターは、市長が設置し、水道使用者等に保管させる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(メーターの貸与等)</p> <p>第23条 メーターは、市長が設置し、水道使用者等に<u>貸与して</u>保管させる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>(料金の徴収方法)</p> <p>第39条 料金は、納入通知書又は<u>集金</u>その他の方法により毎月徴収する。</p>	<p>(料金の徴収方法及び納期限)</p> <p>第39条 料金は、納入通知書、<u>口座振替その他の方法</u>により毎月徴収する。</p> <p>2 <u>料金の納期限は、市長が指定する日とする。</u></p> <p>(督促及び遅延損害金の徴収)</p> <p>第39条の2 <u>料金の督促及び遅延損害金の徴収については、大船渡市債権管理条例（令和5年大船渡市条例第1号）の定めるところによる。</u></p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第43条 [略]</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第43条 [略]</p>

改正前	改正後
<p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第48条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第48条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(大船渡市簡易水道事業給水条例の廃止)

2 大船渡市簡易水道事業給水条例（平成13年大船渡市条例第56号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の大船渡市簡易水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の大船渡市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第32号(大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第6条	文言を整理するものである。
第17条	給水装置を新設し、又は改造する場合の分岐負担金の納入時期を、市長の承認を受けた後とするものである。
第23条	文言を整理するものである。
第39条	料金の納期限等を定めるものである。
第39条の2	期限までに支払われない料金の督促及び遅延損害金の徴収について定めるものである。
第43条	文言を整理するものである。
第48条	文言を整理するものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものである。
第2項	この条例の施行に伴い、大船渡市簡易水道事業給水条例を廃止するものである。
第3項	廃止前の大船渡市簡易水道事業給水条例に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大船渡市水道事業給水条例に基づいてなされたものとみなすことを定めるものである。

議案第33号

大船渡市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について

大船渡市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

大船渡市青少年問題協議会を廃止しようとするものです。

大船渡市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

大船渡市青少年問題協議会設置条例（昭和34年大船渡市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第34号

大船渡市少年センター設置条例を廃止する条例について

大船渡市少年センター設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

大船渡市少年センターを廃止しようとするものです。

大船渡市少年センター設置条例を廃止する条例

大船渡市少年センター設置条例（昭和47年大船渡市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第35号

大船渡市綾里地区生産物直売所設置管理に関する条例を廃止する条例
について

大船渡市綾里地区生産物直売所設置管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

大船渡市綾里地区生産物直売所を廃止しようとするものです。

大船渡市綾里地区生産物直売所設置管理に関する条例を廃止する条例

大船渡市綾里地区生産物直売所設置管理に関する条例（平成13年大船渡市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第36号

第一中学校グラウンド等整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を
求めることについて

令和5年7月21日に議会の議決を経た第一中学校グラウンド等整備工事の請負
契約の締結に関し、その一部を下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例（昭和39年大船渡市条例第3号）第2条の規定により、議会の
議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

記

- 1 工 事 名 第一中学校グラウンド等整備工事
- 2 工 事 場 所 大船渡市立根町字宮田89番地
- 3 契約の相手方 大船渡市盛町字田中島27番地1

株式会社佐賀組

代表取締役 高 橋 賢

4 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後	変更による増減
契 約 金 額	271,150,000円	282,043,300円	10,893,300円の増

提案理由

第一中学校グラウンド等整備工事の請負変更契約を締結しようとするものです。

請負変更契約の概要

1 変更の理由

グラウンド等整備工事に当たり、工事発注後の地盤調査の結果、粘土質の軟弱地盤であることが判明したため、水捌け、地盤の強度等を考慮した地盤改良が必要となったことから、これに係る変更を行うものである。

また、工事発注後の詳細な現地調査の結果、当初の想定よりも現況の地盤面が高かったため、地盤面の余分な土砂をすき取り、本工事における盛土として利用するほか、一部残土として場外搬出処分の必要が生じたため、これに係る変更を行うものである。

さらに、本工事に先行して施工していた第一中学校解体工事との調整により、当初計画していた警備員を減員するほか、工事現場の仮囲いの設置期間に不要期間が生じることから、これに係る変更を行うものである。

2 変更の内容 10,893,300円の増額

【主な変更の内容】

(1) 地盤改良工

地盤を補強するため、グラウンドの軟弱部分の土砂384 m^3 を取り除き、碎石に置き換えることによる改良及びテニスコートの軟弱部分の土砂1,023 m^3 にセメントを混入することによる改良に係る費用を増額するものである。

(2) 地盤調整工

工事発注後に現況地盤高さを測量した結果、当初の設計よりも現況の地盤面が高かったことから、土砂のすき取り量を1,215 m^3 から1,892 m^3 に変更するとともに、盛土としての利用量を431 m^3 から1,013 m^3 、残土としての場外搬出処分量を784 m^3 から879 m^3 に変更するため、費用を増額するものである。

(3) 安全設置工

第一中学校解体工事との調整により、警備員を延べ154人から延べ110人に変更するとともに、工事現場の仮囲いの設置期間を8か月間から6か月間に変更するため、費用を減額するものである。

議案第37号

大船渡市デイサービスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市デイサービスセンター
- 2 指定管理者 住所 大船渡市立根町字宮田9番地1
 名称 社会福祉法人成仁会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

大船渡市デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市デイサービスセンターの指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市デイサービスセンター
- 2 指定管理者候補者
社会福祉法人成仁会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
無
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
当該法人は、施設の設置当初から管理運営に携わっており、施設に配置する人員の十分な確保が見込まれることや、施設利用者の状況を適切に把握し信頼関係を構築しているなど指定管理者として最も適していると認められるため。
- 9 指定管理料提案額
無

議案第38号

大船渡市Y・Sセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市Y・Sセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市Y・Sセンター
- 2 指定管理者 住所 大船渡市立根町字下欠125番地12
名称 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

大船渡市Y・Sセンターの指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市Y・Sセンターの指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市Y・Sセンター
- 2 指定管理者候補者
社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
市民の交流、ふれあい及び健康増進を図り、福祉の向上に資するという施設の設置目的に沿った管理運営を行うためには、社会福祉活動の推進を目的とし、当該施設に事務所を設置している当該法人が指定管理者として最も適していると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	48,571 千円
令和7年度	49,273 千円
令和8年度	50,311 千円
合 計	148,155 千円

議案第39号

大船渡市火葬場の指定管理者を指定することに関し議決を求めること
について

大船渡市火葬場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市火葬場（おおふなと斎苑）
- 2 指定管理者 住所 宮城県気仙沼市本郷22番地5
名称 アーバン株式会社
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

大船渡市火葬場の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市火葬場の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市火葬場（おおふなと斎苑）
- 2 指定管理者候補者
アーバン株式会社
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
公募（申請団体数 1団体）
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
施設の役割と特殊性を踏まえ、遺族の心情にも配慮した適切な管理運営を行うためには、機械設備の操作に熟知している人員を十分確保し、専門的な知識及び接遇作法を有している当該法人が指定管理者として最も適していると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	14,500 千円
令和7年度	14,500 千円
令和8年度	14,500 千円
令和9年度	14,500 千円
令和10年度	14,500 千円
合 計	72,500 千円

議案第40号

大船渡市墓園の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市墓園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市墓園（丸森墓園・長谷堂墓地）
- 2 指定管理者 住所 大船渡市盛町字中道下 1 番地 4
 名称 公益社団法人大船渡市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31日まで

提案理由

大船渡市墓園の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市墓園の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市墓園（丸森墓園・長谷堂墓地）
- 2 指定管理者候補者
公益社団法人大船渡市シルバー人材センター
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
公募（申請団体数 1団体）
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
当該法人は、施設の立地条件を理解した上で、路面や階段、手すり等の定期的な点検に努めるなど墓参者の安全性の確保が見込まれ、さらに、当該法人が有する専門的な知識や手法を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが可能であると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	583 千円
令和7年度	583 千円
令和8年度	583 千円
令和9年度	583 千円
令和10年度	583 千円
合 計	2,915 千円

議案第41号

大船渡市勤労者福祉施設及び大船渡市働く婦人の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市勤労者福祉施設及び大船渡市働く婦人の家の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市勤労者福祉施設（シーパル大船渡）及び大船渡市働く婦人の家
- 2 指定管理者 住所 大船渡市盛町字中道下1番地1
名称 一般財団法人大船渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

大船渡市勤労者福祉施設及び大船渡市働く婦人の家の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市勤労者福祉施設及び大船渡市働く婦人の家の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市勤労者福祉施設（シーパル大船渡）及び大船渡市働く婦人の家
- 2 指定管理者候補者
一般財団法人大船渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
勤労者等を対象とする各種事業の企画運営を行う能力を有し、隣接する市民体育館と一体的な管理を行うことのできる当該法人が指定管理者として最も適している」と認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	21,400 千円
令和7年度	24,620 千円
令和8年度	25,077 千円
合 計	71,097 千円

議案第42号

大船渡市総合交流ターミナル施設の指定管理者を指定することに関し

議決を求めることについて

大船渡市総合交流ターミナル施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市総合交流ターミナル施設
- 2 指定管理者 住所 大船渡市大船渡町字茶屋前167番地4
名称 大船渡市農業協同組合
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

大船渡市総合交流ターミナル施設の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市総合交流ターミナル施設の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市総合交流ターミナル施設
- 2 指定管理者候補者
大船渡市農業協同組合
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
地域の農業振興を目的とする施設であり、施設の設置目的に沿った管理運営を行うためには、花きの育成、農業指導等の専門的知識を有する当該組合が指定管理者として最も適していると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	23,540 千円
令和7年度	23,540 千円
令和8年度	23,540 千円
令和9年度	24,540 千円
令和10年度	24,540 千円
合 計	119,700 千円

議案第43号

むらづくり研修施設の指定管理者を指定することに関し議決を求める

ことについて

むらづくり研修施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 別紙のとおり
- 2 指定管理者 別紙のとおり
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

むらづくり研修施設の指定管理者を指定しようとするものです。

施設の名称	指定管理者の住所及び名称
立根生活改善センター	大船渡市立根町字関谷69番地 8 立根生活改善センター運営協議会
担い手センター	大船渡市赤崎町字外口86番地 2 長崎契約会
鷹生川流域生活改善センター	大船渡市日頃市町字上宿32番地 2 宿地域公民館
ふるさとセンター	大船渡市末崎町字平林81番地 末崎町振興会
漁村センター	大船渡市赤崎町字山口15番地25 赤崎地区振興協議会
坂本沢林構改善センター	大船渡市日頃市町字坂本沢104番地 3 坂本沢地域公民館
平山ふれあいセンター	大船渡市日頃市町字平山38番地 2 平山地域公民館
板用多目的集会センター	大船渡市日頃市町字中板用47番地 6 板用地域公民館
平田地域多目的集会センター	大船渡市立根町字平田 7 番地 5 平田地域公民館
鷹生地域多目的集会センター	大船渡市日頃市町字下鷹生85番地 4 鷹生地域公民館
石橋鎧剣舞伝承館	大船渡市日頃市町字石橋86番地 5 石橋地域公民館
しんしん館	大船渡市猪川町字長谷堂127番地 4 長谷堂地域公民館
砂子浜生活改善センター	大船渡市三陸町綾里字砂子浜43番地 砂子浜協栄会
上甫嶺研修集会施設	大船渡市三陸町越喜来字西上甫嶺41番地 2 上甫嶺自治会

施設の名称	指定管理者の住所及び名称
宮野地区多目的集会施設	大船渡市三陸町綾里字中曾根110番地 宮野町内会
宮野地区活動センター	大船渡市三陸町綾里字中曾根110番地 宮野町内会
野々前しおさい会館	大船渡市三陸町綾里字大明神95番地 1 野々前契約会
扇洞会館	大船渡市三陸町吉浜字扇洞 7 番地 扇洞自治会
野形郷土文化保存伝習施設	大船渡市三陸町綾里字坂本41番地 1 野形町内会
碁石地区コミュニティセンター	大船渡市末崎町字中森22番地 1 碁石地区振興協議会
蛸ノ浦漁村厚生施設	大船渡市赤崎町字鳥沢219番地 5 蛸ノ浦漁村厚生施設運営委員会

むらづくり研修施設の指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称及び指定管理者候補者

施設の名称	指定管理者候補者
立根生活改善センター	立根生活改善センター運営協議会
担い手センター	長崎契約会
鷹生川流域生活改善センター	宿地域公民館
ふるさとセンター	末崎町振興会
漁村センター	赤崎地区振興協議会
坂本沢林構改善センター	坂本沢地域公民館
平山ふれあいセンター	平山地域公民館
板用多目的集会センター	板用地域公民館
平田地域多目的集会センター	平田地域公民館
鷹生地域多目的集会センター	鷹生地域公民館
石橋鎧剣舞伝承館	石橋地域公民館
しんしん館	長谷堂地域公民館
砂子浜生活改善センター	砂子浜協栄会
上甫嶺研修集会施設	上甫嶺自治会
宮野地区多目的集会施設	宮野町内会
宮野地区活動センター	宮野町内会
野々前しおさい会館	野々前契約会
扇洞会館	扇洞自治会
野形郷土文化保存伝習施設	野形町内会
基石地区コミュニティセンター	基石地区振興協議会
蛸ノ浦漁村厚生施設	蛸ノ浦漁村厚生施設運営委員会

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

4 指定管理料の有無

無

5 公募、非公募の別

非公募

6 新規、再指定の別

再指定

7 主な選定理由

地域住民が使用する施設であり、施設の効果的な管理運営を行うためには、地域住民で組織する地域公民館等が指定管理者として管理することが最も適していると認められるため。

8 指定管理料提案額

無

議案第44号

大船渡市森林総合利用施設の指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて

大船渡市森林総合利用施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市森林総合利用施設
- 2 指定管理者 住所 大船渡市猪川町字千刈 2 番地14
 名称 株式会社小川
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

提案理由

大船渡市森林総合利用施設の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市森林総合利用施設の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市森林総合利用施設
- 2 指定管理者候補者
株式会社小川
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
公募（申請団体数 1団体）
- 7 新規、再指定の別
再指定

8 主な選定理由

当該法人は、これまで当施設のほか複数の公の施設の指定管理者に選定され、十分な管理能力と実績を有しているとともに、施設利用者のニーズを踏まえた新たな取組を計画するなど積極的な事業展開が見込まれ、さらに、当該法人が有する専門的な知識や手法を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが可能であると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	8,000 千円
令和7年度	8,000 千円
令和8年度	8,000 千円
令和9年度	8,000 千円
令和10年度	8,000 千円
合 計	40,000 千円

議案第45号

大船渡市鹿の森公園の指定管理者を指定することに関し議決を求める
ことについて

大船渡市鹿の森公園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市鹿の森公園
- 2 指定管理者 住所 大船渡市三陸町越喜来字井戸洞95番地27
名称 三陸ふるさと振興株式会社
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

大船渡市鹿の森公園の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市鹿の森公園の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市鹿の森公園
- 2 指定管理者候補者
三陸ふるさと振興株式会社
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定

8 主な選定理由

市民の保健休養、森林愛護及び環境保全への意識を醸成するとともに、自然や資源を生かした余暇活動を増進して心身の豊かな地域社会の形成に資するなど施設の設置目的に沿った管理運営を行うためには、地域に密着し、地域産業の振興と活性化、さらに、地元雇用の創出などを目的に設立された当該法人が指定管理者として最も適していると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	21,450 千円
令和7年度	21,450 千円
令和8年度	21,450 千円
合 計	64,350 千円

議案第46号

大船渡市海の恵み体験施設の指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて

大船渡市海の恵み体験施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市海の恵み体験施設（三陸ふるさと物産センター・三
陸蓄養センター）
- 2 指定管理者 住所 大船渡市三陸町越喜来字井戸洞95番地27
名称 三陸ふるさと振興株式会社
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

大船渡市海の恵み体験施設の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市海の恵み体験施設の指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称

大船渡市海の恵み体験施設（三陸ふるさと物産センター・三陸蓄養センター）

2 指定管理者候補者

三陸ふるさと振興株式会社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

5 指定管理料の有無

有

6 公募、非公募の別

非公募

7 新規、再指定の別

再指定

8 主な選定理由

地域物産の展示販売を通じて生産者の生産意欲の醸成を図り、所得の向上に資するなど施設の設置目的に沿った管理運営を行うためには、地域に密着し、地域産業の振興と活性化、さらに、地元雇用の創出などを目的に設立された当該法人が指定管理者として最も適していると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	9,900 千円
令和7年度	11,000 千円
令和8年度	11,000 千円
令和9年度	11,000 千円
令和10年度	11,000 千円
合 計	53,900 千円

議案第47号

大船渡市緑地広場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市緑地広場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 別紙のとおり
- 2 指定管理者 別紙のとおり
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

大船渡市緑地広場の指定管理者を指定しようとするものです。

施設の名称	指定管理者の住所及び名称
大船渡市根白地区緑地広場	大船渡市三陸町吉浜字根白119番地 根白朋友会
大船渡市小石浜地区緑地広場	大船渡市三陸町綾里字館ヶ森27番地 2 小石浜部落会

大船渡市緑地広場の指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称及び指定管理者候補者

施設の名称	指定管理者候補者
大船渡市根白地区緑地広場	根白朋友会
大船渡市小石浜地区緑地広場	小石浜部落会

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

4 指定管理料の有無

無

5 公募、非公募の別

非公募

6 新規、再指定の別

再指定

7 主な選定理由

地域住民が使用する施設であり、施設の効果的な管理運営を行うためには、地域住民で組織する地域公民館等が指定管理者として管理することが最も適していると認められるため。

8 指定管理料提案額

無

議案第48号

大船渡市民交流館・カメラホール指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市民交流館・カメラホール指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 大船渡市民交流館・カメラホール |
| 2 | 指定管理者 | 住所 大船渡市猪川町字千刈2番地14
名称 株式会社小川 |
| 3 | 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

提案理由

大船渡市民交流館・カメラホール指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市民交流館・カメラホール指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市民交流館・カメラホール
- 2 指定管理者候補者
株式会社小川
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
公募（申請団体数 1団体）
- 7 新規、再指定の別
再指定

8 主な選定理由

当該法人は、これまで当施設のほか複数の公の施設の指定管理者に選定され、十分な管理能力と実績を有しているとともに、施設利用者のニーズを踏まえながら、受付業務に関する明瞭化と迅速化を図るなど円滑な事業展開が見込まれ、さらに、当該法人が有する専門的な知識や手法を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが可能であると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	12,482 千円
令和7年度	12,978 千円
令和8年度	13,270 千円
令和9年度	13,571 千円
令和10年度	13,881 千円
合 計	66,182 千円

議案第49号

大船渡市スポーツ施設等の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市スポーツ施設等の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 瀧 上 清

記

- 1 施設の名称 大船渡市スポーツ施設（大船渡市体育センター・大船渡市民体育館・大船渡市営球場・大船渡市民テニスコート・大船渡市民弓道場・田中島グラウンド・赤崎グラウンド・大船渡市三陸体育館・大船渡市三陸総合運動公園・大船渡市三陸B & G海洋センター）、大船渡市山村広場、盛川河川敷公園多目的広場及び少年野球場
- 2 指定管理者 住所 大船渡市盛町字中道下1番地1
名称 一般財団法人大船渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

大船渡市スポーツ施設等の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市スポーツ施設等の指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称

大船渡市スポーツ施設（大船渡市体育センター・大船渡市民体育館・大船渡市営球場・大船渡市民テニスコート・大船渡市民弓道場・田中島グラウンド・赤崎グラウンド・大船渡市三陸体育館・大船渡市三陸総合運動公園・大船渡市三陸B & G海洋センター）、大船渡市山村広場、盛川河川敷公園多目的広場及び少年野球場

2 指定管理者候補者

一般財団法人大船渡市スポーツ協会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

5 指定管理料の有無

有

6 公募、非公募の別

非公募

7 新規、再指定の別

再指定

8 主な選定理由

スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するという施設の設置目的に沿った管理運営を行うためには、多様なスポーツ施設の管理運営に関する専門的な知識と手法を有し、市と連携してスポーツ振興を図ることのできる当該法人が指定管理者として最も適していると認められるため。

9 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和6年度	89,300 千円
令和7年度	89,800 千円
令和8年度	89,800 千円
令和9年度	89,800 千円
令和10年度	89,800 千円
合 計	448,500 千円

議案第50号

大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 施設の名称 別紙のとおり
- 2 指定管理者 別紙のとおり
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31日まで

提案理由

大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするものです。

施設の名称	指定管理者の住所及び名称
田浜地域防災コミュニティセンター	大船渡市三陸町綾里字田浜上69番地 9 田浜契約会
甫嶺地域防災コミュニティセンター	大船渡市三陸町越喜来字甫嶺74番地 1 甫嶺自治会
清水地域防災コミュニティセンター	大船渡市赤崎町字清水53番地15 清水公民館
合足地域防災コミュニティセンター	大船渡市赤崎町字合足111番地 3 合足契約会

大船渡市防災コミュニティセンターの指定管理者候補者の選定について

1 施設の名称及び指定管理者候補者

施設の名称	指定管理者候補者
田浜地域防災コミュニティセンター	田浜契約会
甫嶺地域防災コミュニティセンター	甫嶺自治会
清水地域防災コミュニティセンター	清水公民館
合足地域防災コミュニティセンター	合足契約会

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理者制度導入の種別

継続（指定期間の満了による更新）

4 指定管理料の有無

無

5 公募、非公募の別

非公募

6 新規、再指定の別

再指定

7 主な選定理由

地域住民が使用する施設であり、施設の効果的な管理運営を行うためには、地域住民で組織する地域公民館等が指定管理者として管理することが最も適していると認められるため。

8 指定管理料提案額

無

議案第51号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 瀧上 清

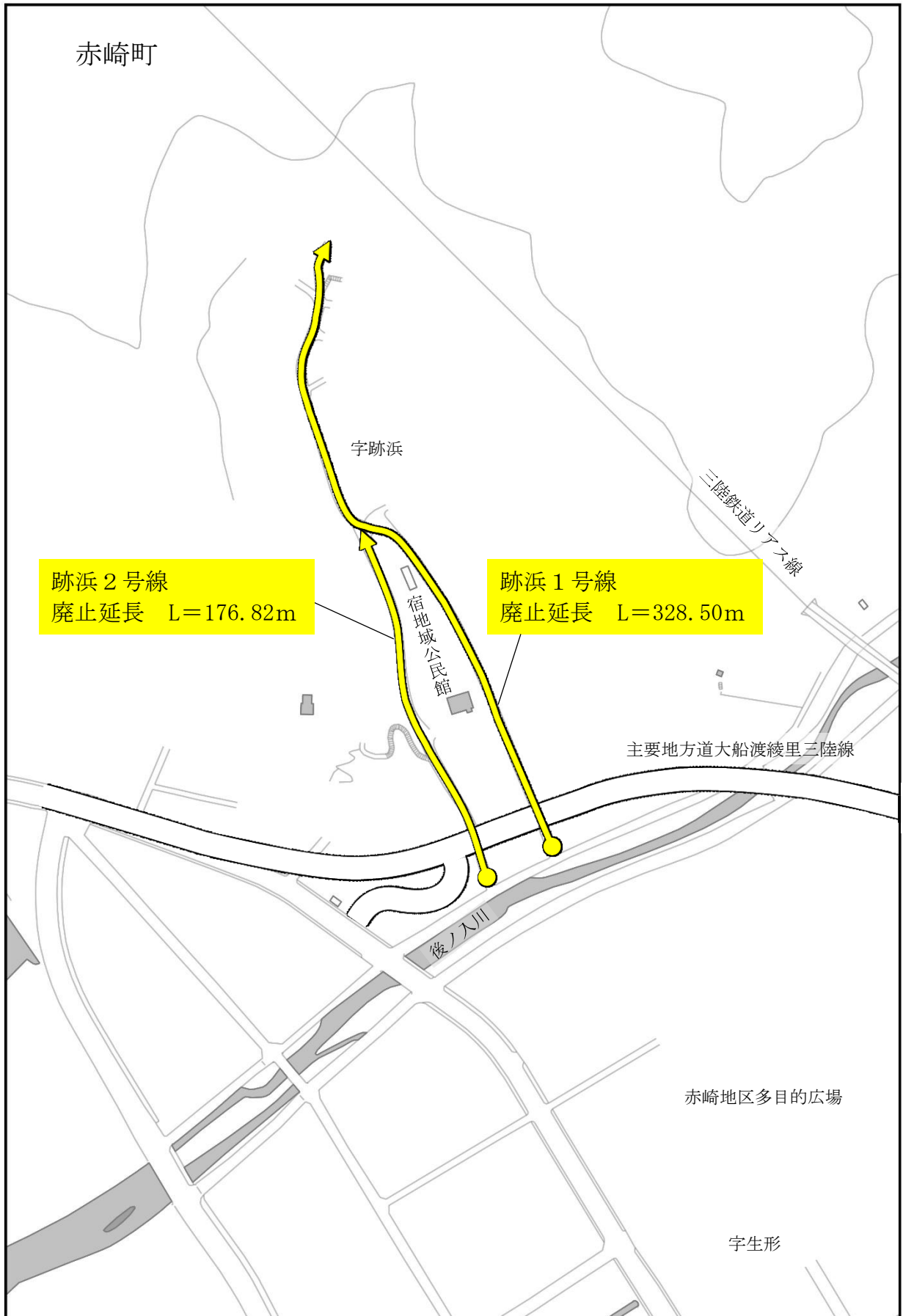
記

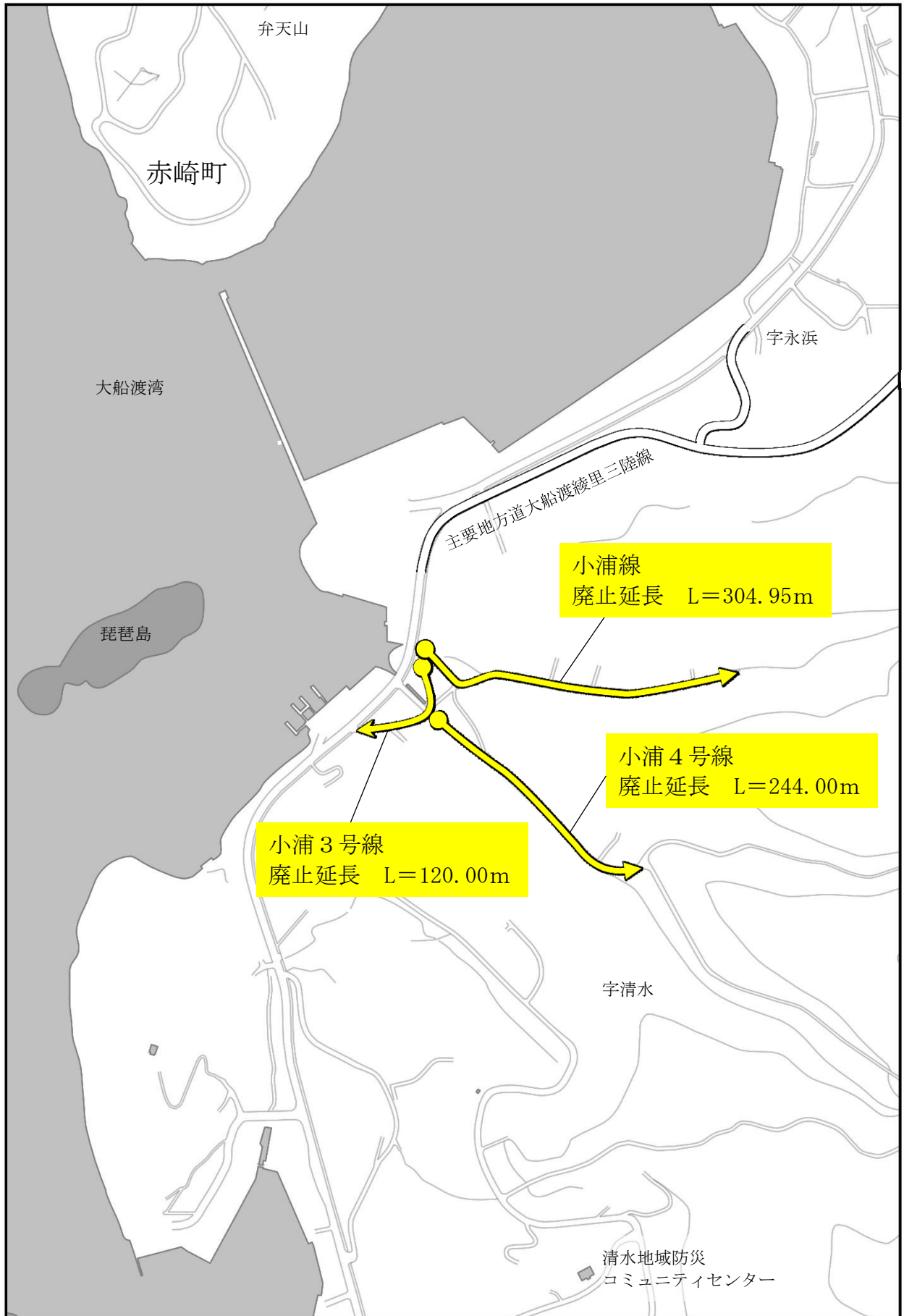
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
跡 浜 1 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜75番10地先	328.50	3.24m ～ 4.20m	
	大船渡市赤崎町字跡浜116番地先			
跡 浜 2 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜75番5地先	176.82	1.30m ～ 3.88m	
	大船渡市赤崎町字跡浜119番1地先			
小 浦 線	大船渡市赤崎町字永浜110番2地先	304.95	4.57m ～ 5.92m	
	大船渡市赤崎町字永浜106番2地先			
小 浦 3 号 線	大船渡市赤崎町字永浜110番5地先	120.00	4.80m ～ 7.90m	
	大船渡市赤崎町字清水29番3地先			
小 浦 4 号 線	大船渡市赤崎町字永浜111番14地先	244.00	5.00m ～ 15.50m	
	大船渡市赤崎町字永浜117番3地先			
峯 岸 線	大船渡市末崎町字峯岸4番1地先	511.23	1.50m ～ 4.00m	
	大船渡市末崎町字内田48番地先			
細 浦 2 号 線	大船渡市末崎町字細浦65番1地先	474.34	2.10m ～ 3.85m	
	大船渡市末崎町字細浦91番5地先			
細 浦 5 号 線	大船渡市末崎町字細浦160番3地先	478.10	5.00m ～ 5.00m	
	大船渡市末崎町字細浦109番5地先			
上 山 5 号 線	大船渡市末崎町字上山82番1地先	339.30	2.80m ～ 4.80m	
	大船渡市末崎町字上山153番3地先			

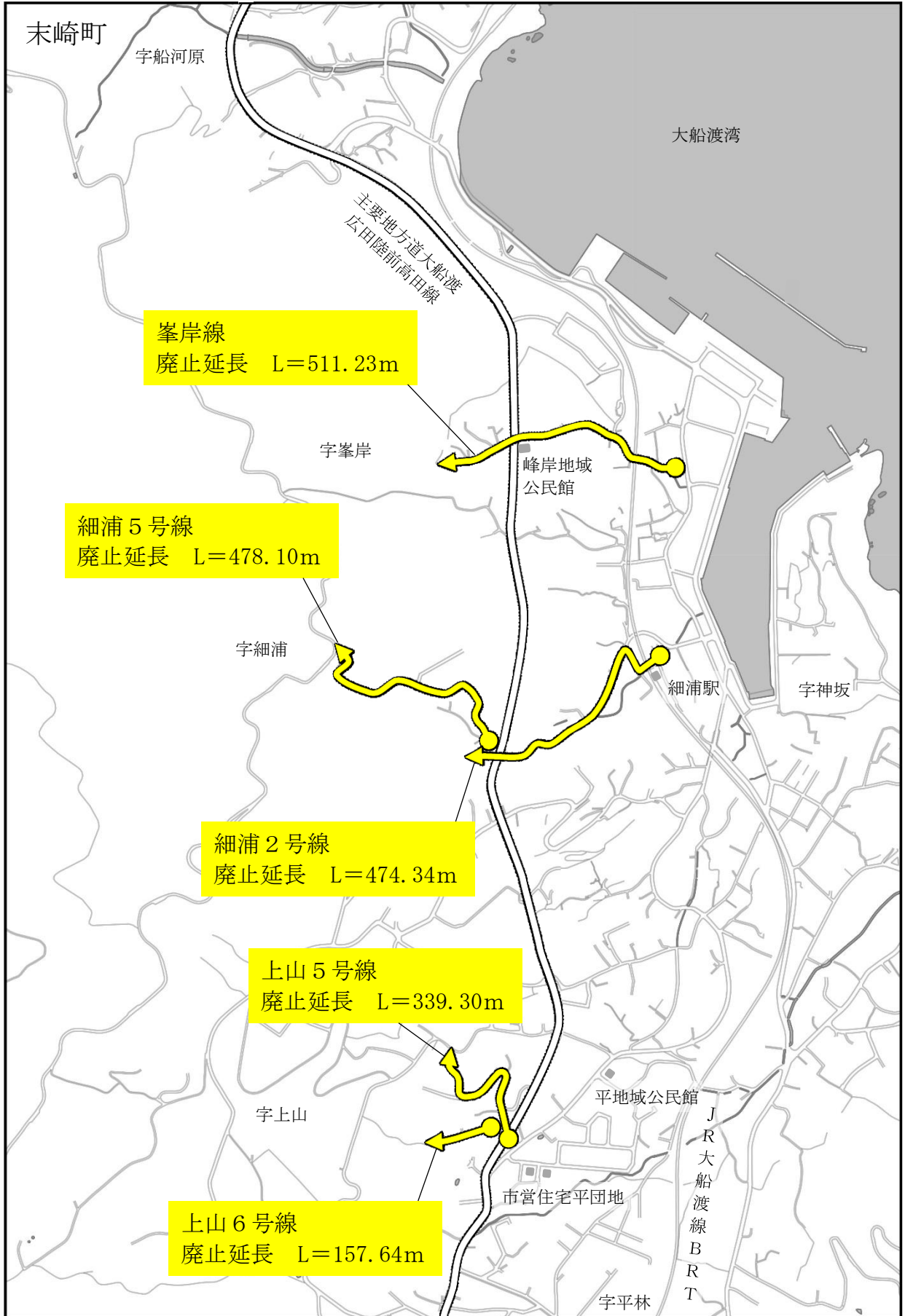
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
上山 6号線	大船渡市末崎町字上山87番1地先	m 157.64	1.70m ~ 3.50m	
	大船渡市末崎町字上山86番地先			
平林 11号線	大船渡市末崎町字平林107番5地先	m 293.00	6.00m ~ 6.00m	
	大船渡市末崎町字平林169番2地先			
平団地線	大船渡市末崎町字平林109番3地先	m 91.80	6.00m ~ 6.00m	
	大船渡市末崎町字平林107番1地先			
末崎小学校 南線	大船渡市末崎町字山岸1番17地先	m 169.64	3.45m ~ 6.04m	
	大船渡市末崎町字門之浜122番47地先			
平林大田線	大船渡市末崎町字平林84番2地先	m 1,199.30	5.93m ~ 15.00m	
	大船渡市末崎町字大田37番89地先			
小山線	大船渡市末崎町字門之浜20番2地先	m 855.45	4.29m ~ 6.05m	
	大船渡市末崎町字門之浜170番地先			
小中井 1号線	大船渡市末崎町字小中井71番1地先	m 462.53	1.00m ~ 3.70m	
	大船渡市末崎町字小中井22番3のソ地先			
穴通磯線	大船渡市末崎町字大浜219番3地先	m 1,600.22	8.50m ~ 31.80m	
	大船渡市末崎町字山岸122番459地先			
山根線	大船渡市末崎町字西館125番4地先	m 1,770.66	6.00m ~ 10.00m	
	大船渡市末崎町字大浜221番71地先			

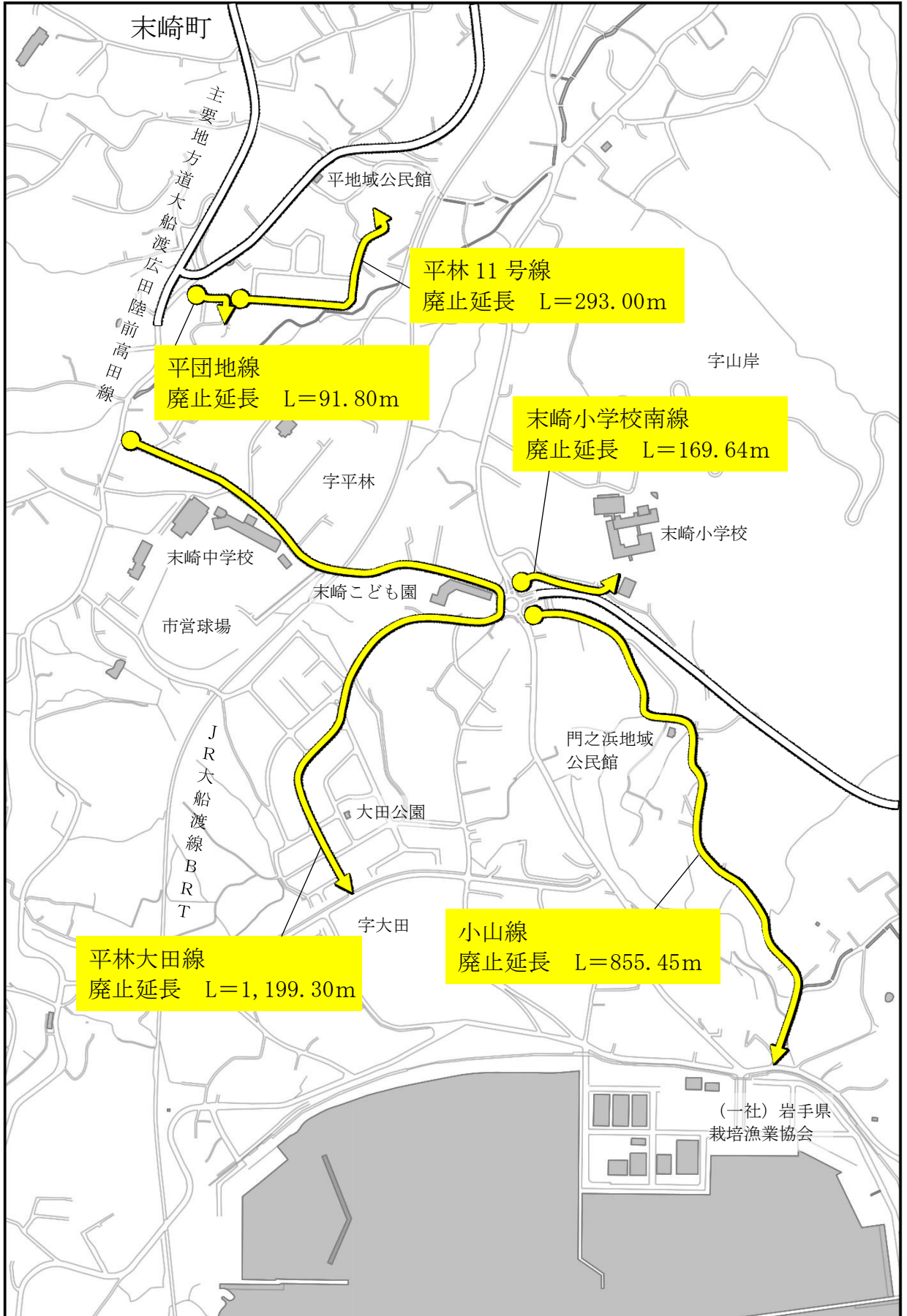
提案理由

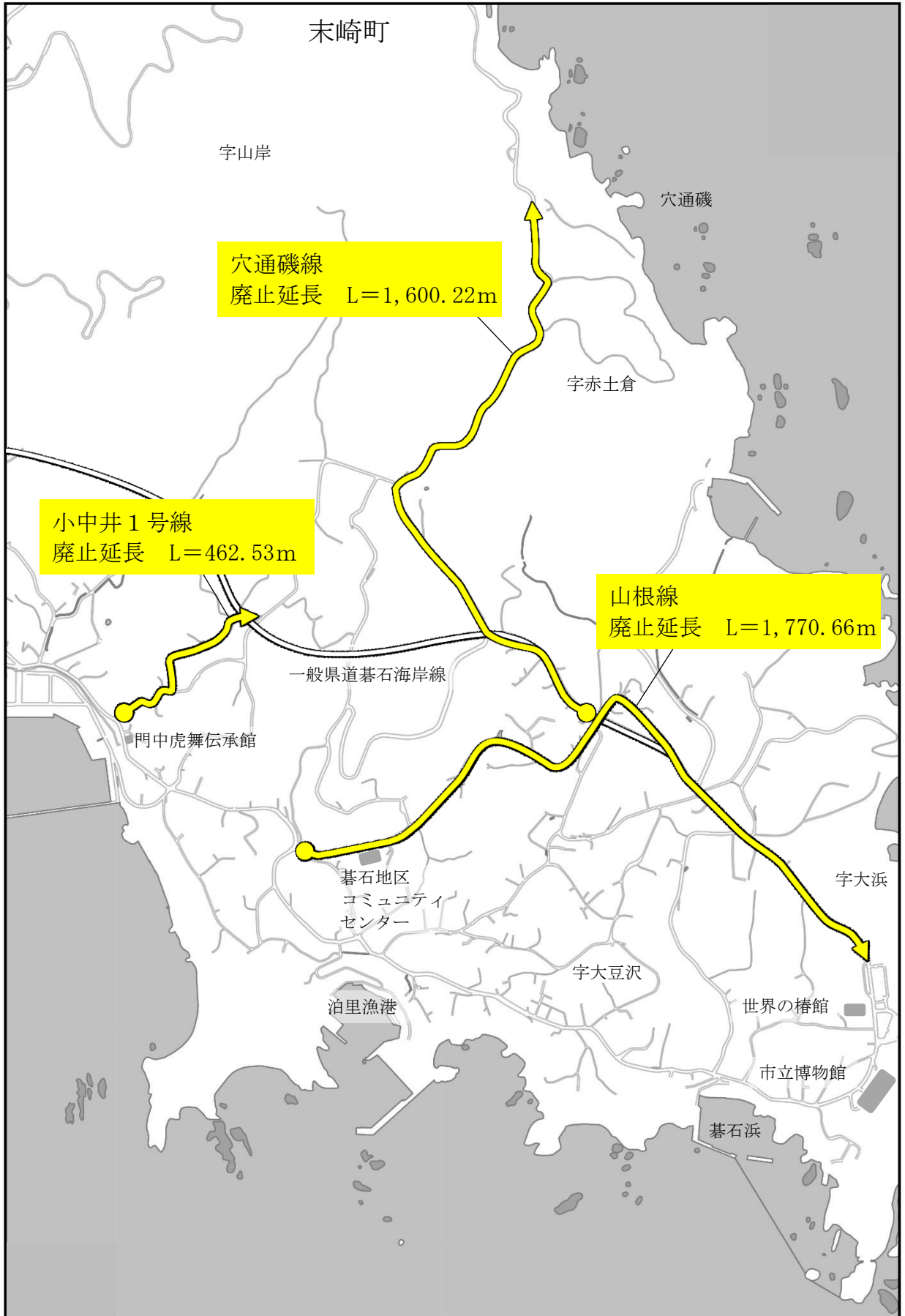
岩手県が実施した地域連携道路整備事業による道路の整備に伴い、本路線を廃止しようとするものです。











議案第52号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

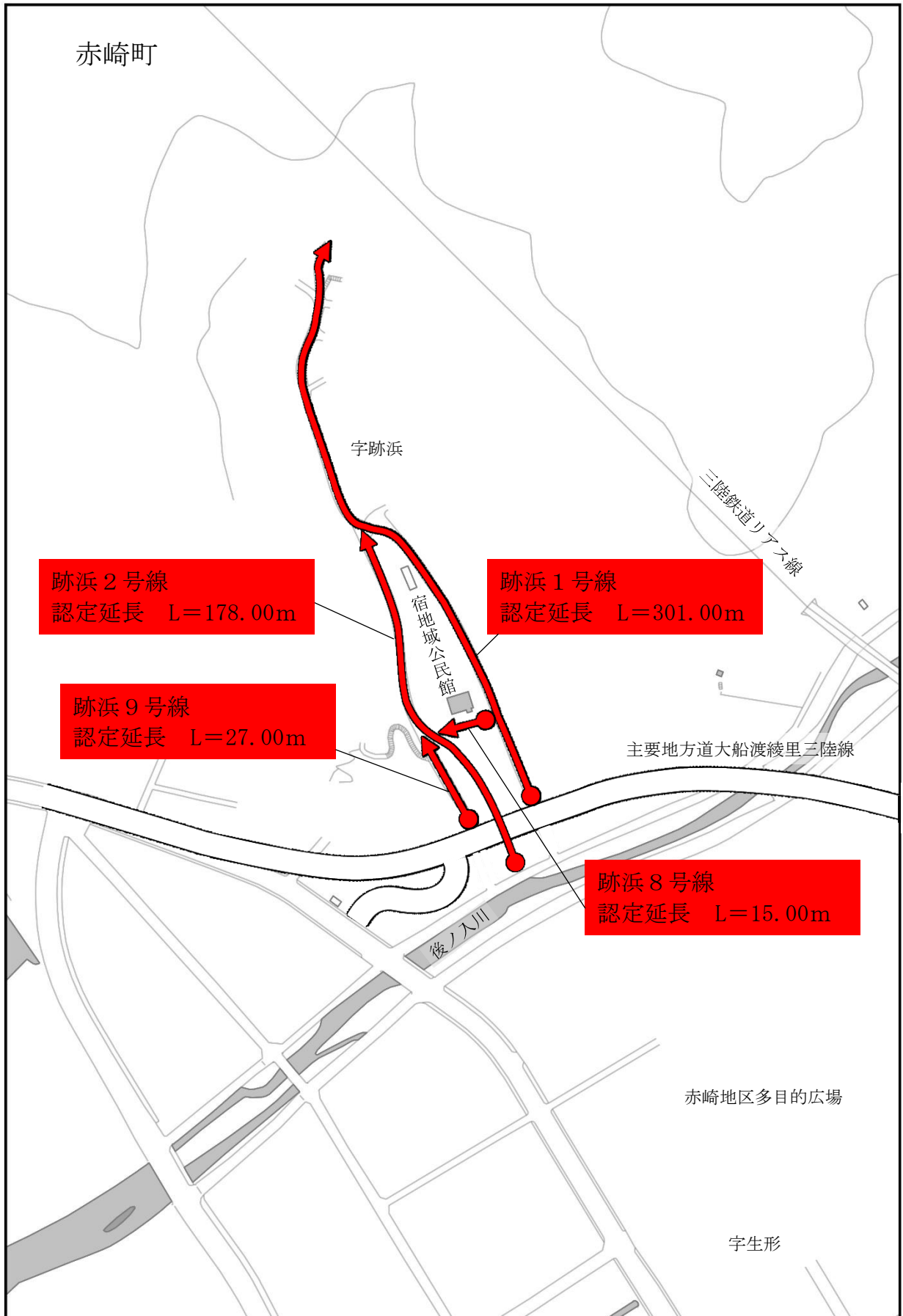
記

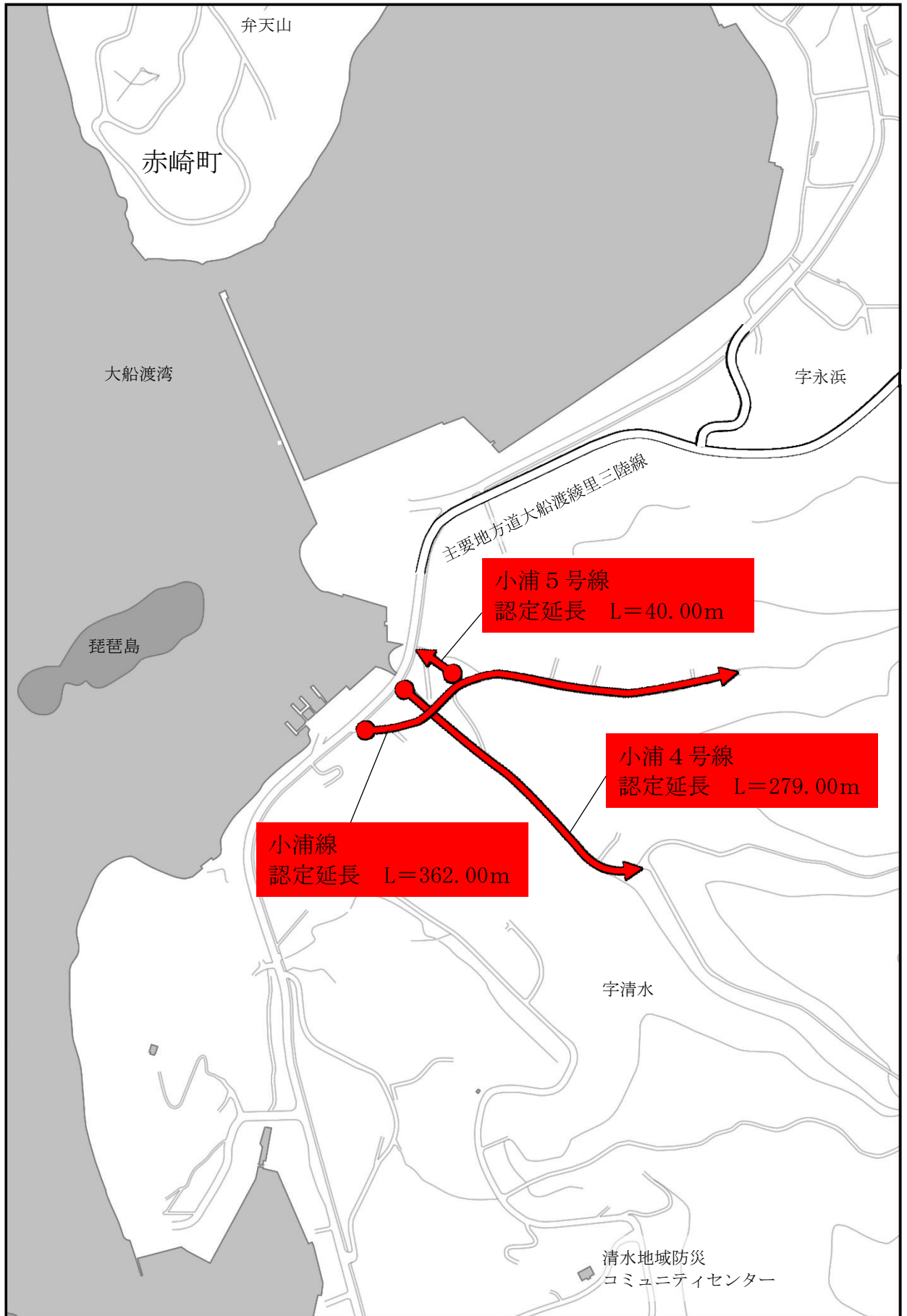
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
跡 浜 1 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜75番33地先	301.00 m	4.24m ～ 6.00m	
	大船渡市赤崎町字跡浜143番1地先			
跡 浜 2 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜75番26地先	178.00 m	2.02m ～ 13.66m	
	大船渡市赤崎町字跡浜119番1地先			
跡 浜 8 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜75番29地先	15.00 m	4.00m ～ 9.00m	
	大船渡市赤崎町字跡浜75番28地先			
跡 浜 9 号 線	大船渡市赤崎町字跡浜75番41地先	27.00 m	3.00m ～ 3.00m	
	大船渡市赤崎町字跡浜106番6地先			
小 浦 線	大船渡市赤崎町字清水29番19地先	362.00 m	4.05m ～ 10.50m	
	大船渡市赤崎町字永浜123番1地先			
小 浦 4 号 線	大船渡市赤崎町字永浜111番18地先	279.00 m	4.20m ～ 13.00m	
	大船渡市赤崎町字永浜117番3地先			
小 浦 5 号 線	大船渡市赤崎町字永浜107番1地先	40.00 m	4.05m ～ 13.00m	
	大船渡市赤崎町字永浜110番18地先			
大 立 13 号 線	大船渡市赤崎町字大立67番7地先	96.00 m	6.50m ～ 20.00m	
	大船渡市赤崎町字大立70番7地先			
大 立 14 号 線	大船渡市赤崎町字大立69番2地先	82.00 m	5.00m ～ 12.00m	
	大船渡市赤崎町字大立54番8地先			
峯 岸 線	大船渡市末崎町字内田104番4地先	577.00 m	3.92m ～ 16.00m	
	大船渡市末崎町字峯岸4番1地先			

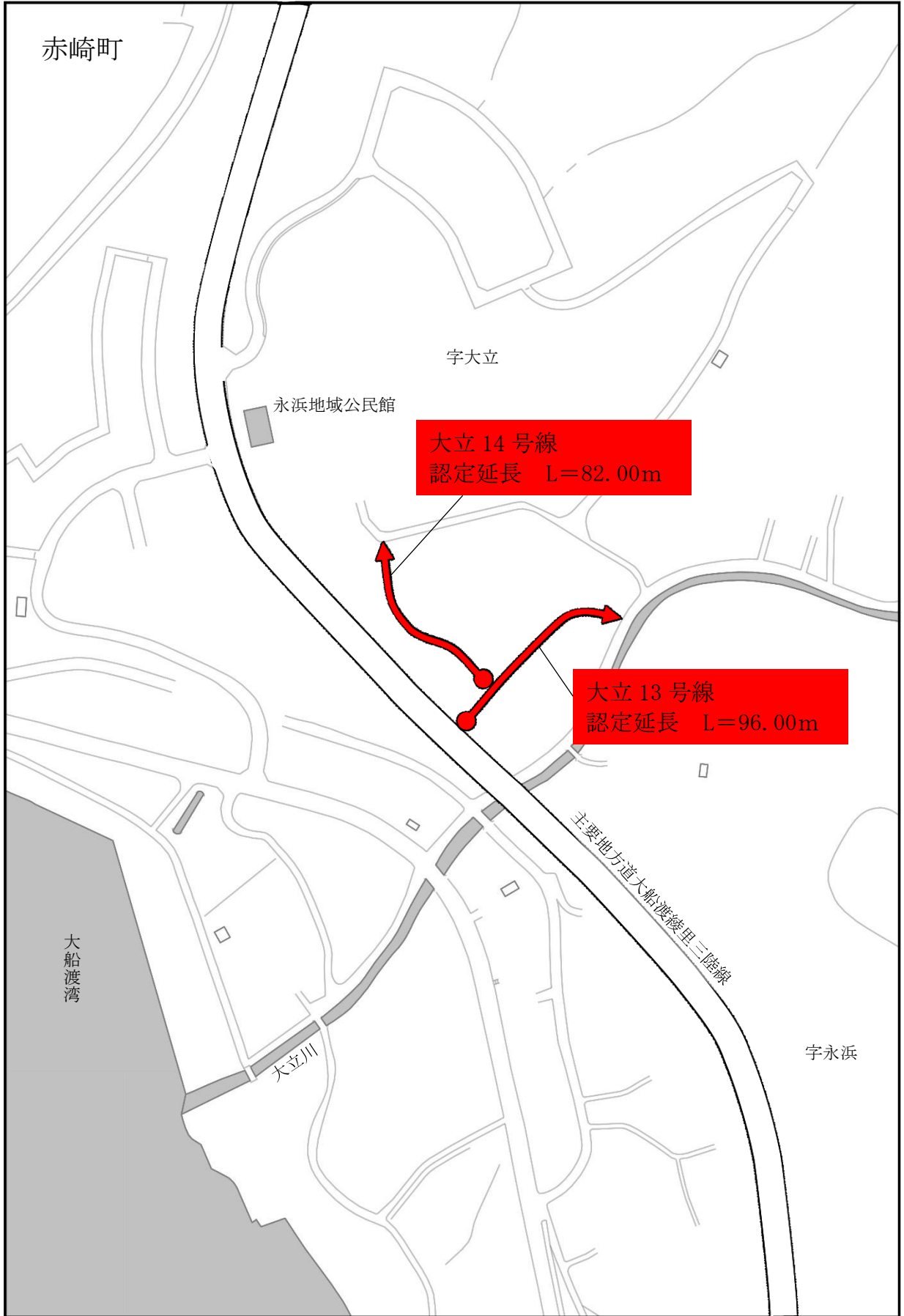
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
峯 岸 11 号 線	大船渡市末崎町字峯岸42番 8 地先	54.00	2.40m ~ 6.00m	
	大船渡市末崎町字内田48番地先			
細 浦 2 号 線	大船渡市末崎町字細浦65番 1 地先	551.00	2.00m ~ 7.00m	
	大船渡市末崎町字細浦118番 3 地先			
細 浦 5 号 線	大船渡市末崎町字細浦120番 6 地先	426.00	5.37m ~ 11.00m	
	大船渡市末崎町字細浦109番 4 地先			
細 浦 8 号 線	大船渡市末崎町字細浦168番 8 地先	78.00	5.01m ~ 13.00m	
	大船渡市末崎町字細浦167番18地先			
中 野 7 号 線	大船渡市末崎町字中野40番 3 地先	72.00	6.80m ~ 8.50m	
	大船渡市末崎町字中野37番 1 地先			
上 山 5 号 線	大船渡市末崎町字上山142番 9 地先	328.00	3.71m ~ 9.00m	
	大船渡市末崎町字上山153番 3 地先			
上 山 6 号 線	大船渡市末崎町字上山141番 5 地先	193.00	1.60m ~ 17.00m	
	大船渡市末崎町字上山86番地先			
平 林 11 号 線	大船渡市末崎町字平林110番 1 地先	352.00	4.00m ~ 10.00m	
	大船渡市末崎町字平林52番12地先			
平 林 14 号 線	大船渡市末崎町字平林109番 5 地先	50.00	5.30m ~ 13.10m	
	大船渡市末崎町字平林105番 1 地先			
平団地線	大船渡市末崎町字平林105番 1 地先	28.00	6.04m ~ 8.20m	
	大船渡市末崎町字平林107番 1 地先			
末崎小学校 南 線	大船渡市末崎町字山岸 2 番 1 地先	202.00	4.00m ~ 14.00m	
	大船渡市末崎町字山岸122番47地先			
末崎小学校 前 線	大船渡市末崎町字山岸 1 番17地先	37.00	5.00m ~ 8.10m	
	大船渡市末崎町字山岸122番505地先			
平林大田線	大船渡市末崎町字鶴巻93番20地先	621.00	5.93m ~ 15.00m	
	大船渡市末崎町字大田37番89地先			
小 山 線	大船渡市末崎町字山岸 1 番30地先	834.00	4.20m ~ 10.00m	
	大船渡市末崎町字門之浜170番地先			
小 中 井 1 号 線	大船渡市末崎町字小中井22番45地先	414.00	1.50m ~ 9.70m	
	大船渡市末崎町字小中井71番 1 地先			
穴通磯線	大船渡市末崎町字山根156番地先	1,267.00	5.85m ~ 14.00m	
	大船渡市末崎町字山岸122番459地先			
山 根 線	大船渡市末崎町字大浜204番 8 地先	1,080.00	4.90m ~ 15.50m	
	大船渡市末崎町字西館125番 4 地先			

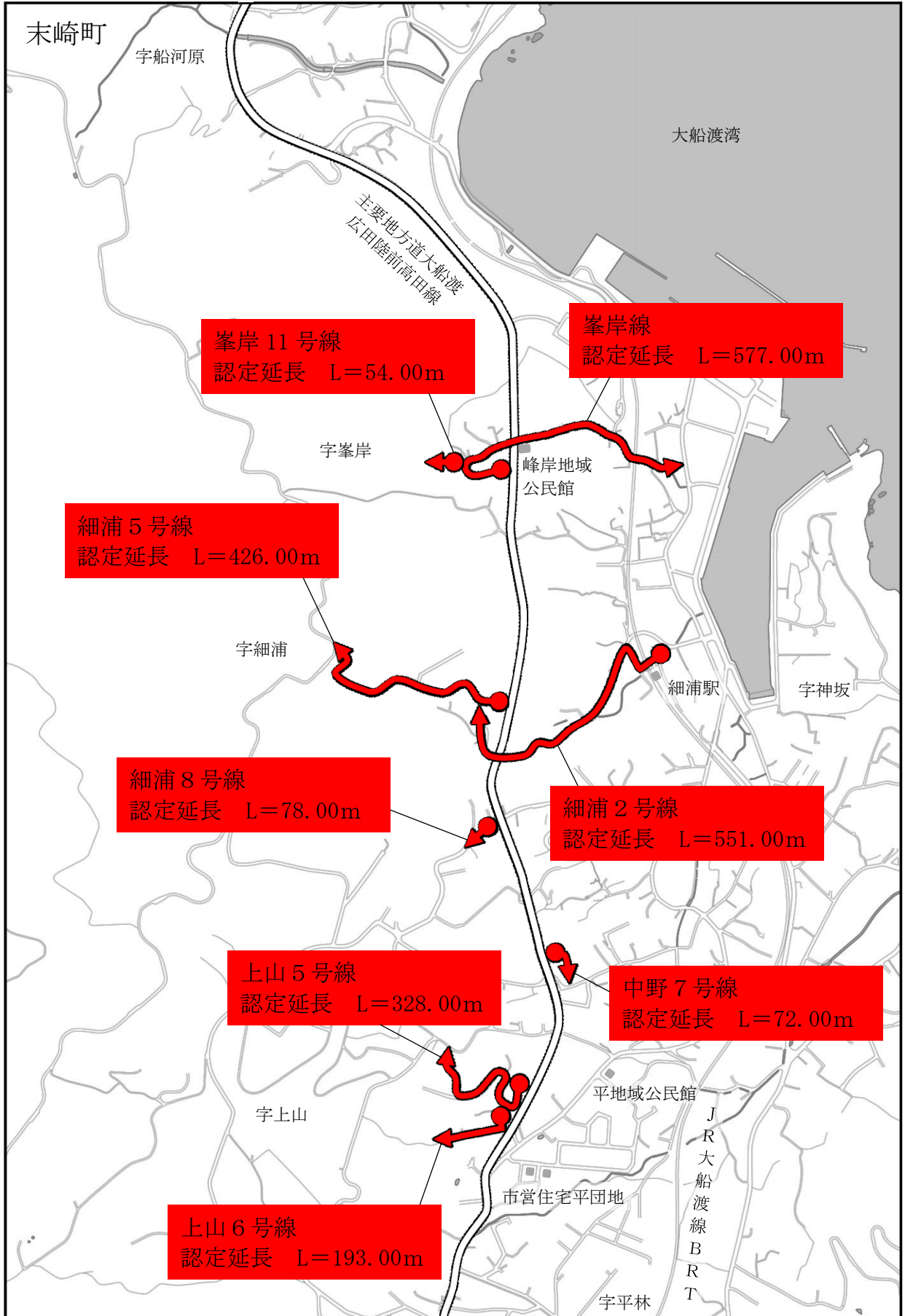
提案理由

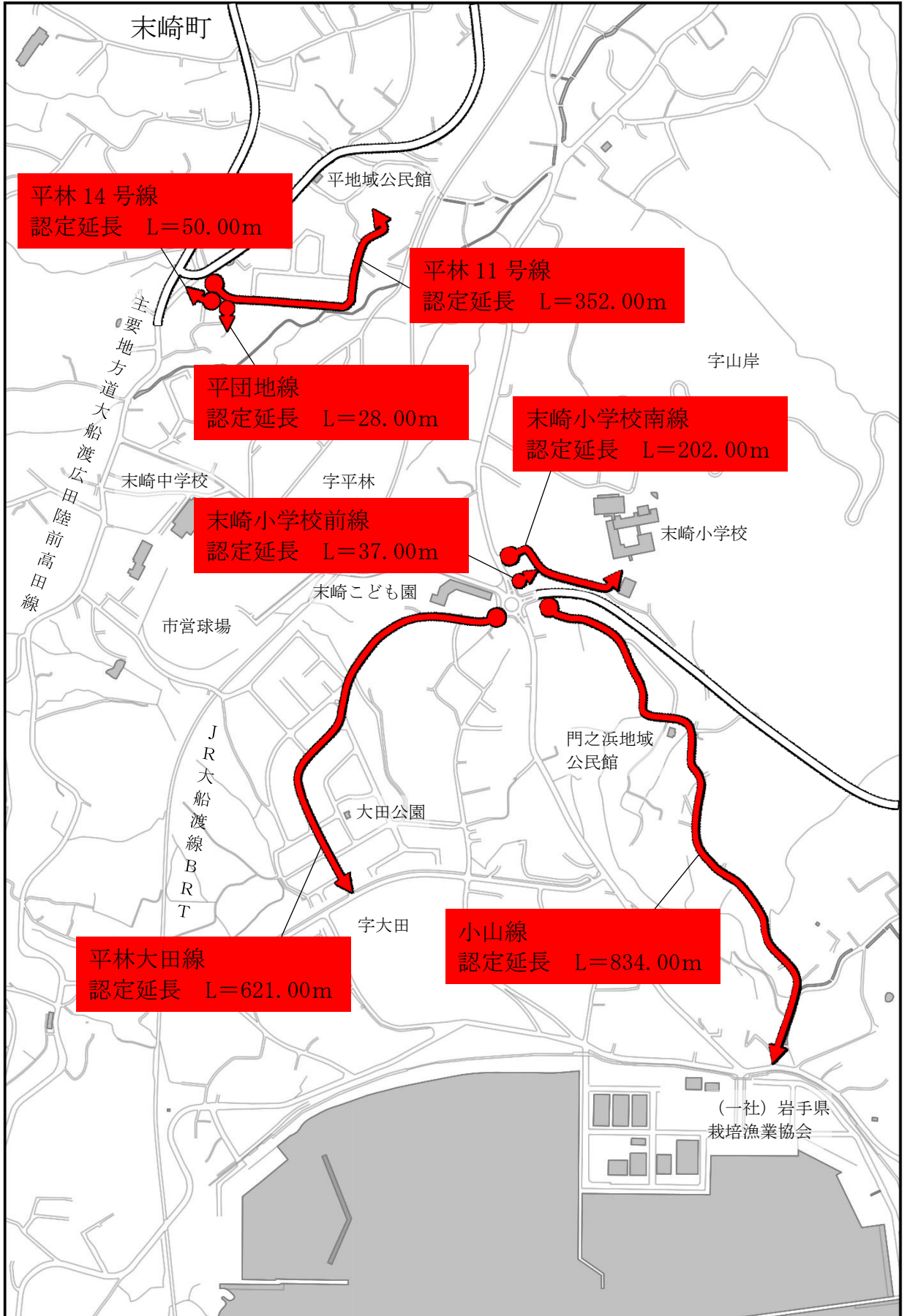
岩手県が実施した地域連携道路整備事業による道路の整備に伴い、本路線を認定しようとするものです。

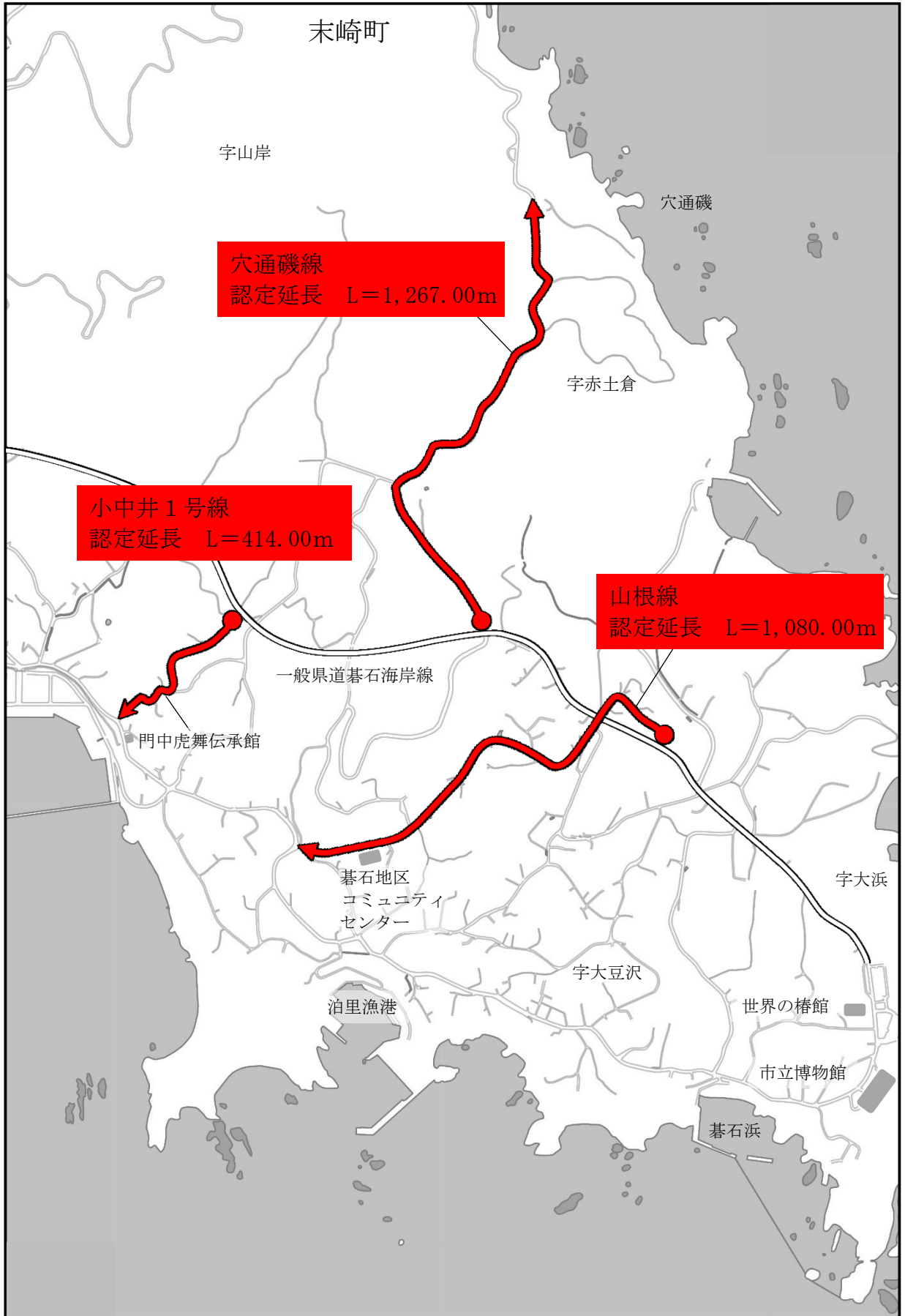












議案第53号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

仲崎浜辺地の総合整備計画を策定しようとするものです。

総合整備計画書

岩手県大船渡市 仲崎浜辺地
(辺地の人口 418人 面積 7.6km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜
岩手県大船渡市三陸町越喜来字東崎浜
岩手県大船渡市三陸町越喜来字烏頭
- (2) 辺地の中心の位置 岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜175番地 2
- (3) 辺地度点数 229点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 崎浜漁港付近から本辺地中心部を通過して小壁漁港に至る市道小壁線は、漁港施設への移動のほか、一般県道崎浜港線を経由して国道45号に接続し、大船渡市中心部への通勤・通学、買物等で利用される重要な生活道路である。

しかしながら、法定点検における構造物の危険度判定で、一部の法面が「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」とされるⅢ判定と診断され、落石等の危険性があり、第三者被害や通行規制の可能性が示されたことから、早期に修繕を実施する必要がある。

- (2) 仲崎浜1号橋は、本辺地中心部に位置し、辺地内の円滑な交通に欠かすことのできない重要な橋りょうである。

しかしながら、法定点検における構造物の危険度判定で、「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」とされるⅢ判定と診断されたことから、早期に修繕を実施する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間


(単位 千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道	大船渡市	122,500	61,250	61,250	61,200
橋りょう	大船渡市	25,000	13,750	11,250	11,200
合計		147,500	75,000	72,500	72,400

位置図

三陸町越喜来



凡 例	
	市道小壁線法面修繕実施場所

位置図

三陸町越喜来



凡 例



仲崎浜 1号橋橋りょう修繕実施場所

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 整備しようとする公共的施設

(2) 整備の方法

(3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村が総務大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるように努めなければならない。

7 総務大臣は、第5項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

議案第54号

令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第8号）を定めることについ

て

令和5年度大船渡市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第55号

令和5年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第2号）を定める

ことについて

令和5年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第56号

令和5年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正
予算（第3号）を定めることについて

令和5年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第
3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第57号

令和5年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を定めることについて

令和5年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第58号

令和5年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

令和5年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第59号

令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めることについて

令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第60号

令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算

（第3号）を定めることについて

令和5年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第61号

令和5年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第3号）を定めること
について

令和5年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年2月16日提出

大船渡市長 渕 上 清

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町越喜来字西甫嶺74番地 2

氏 名 新 沼 勝 子

生年月日 昭和30年 1 月 14日

学歴

昭和48年 3月 学校法人梅村学園三重高等学校卒業

経歴

昭和50年 4月
 \ 三陸町臨時職員
昭和59年 5月
平成 8年 4月
 \ 仙台市紫山郵便局期間職員
平成 9年 5月
平成 9年 6月 社会福祉法人無量壽会双葉ヶ丘デイサービスセンター入職
平成18年 5月 社会福祉法人無量壽会双葉ヶ丘デイサービスセンター退職
平成18年 9月 医療法人社団清山会ゆかりの樹入職
平成29年12月 医療法人社団清山会ゆかりの樹退職
平成30年 4月 甫嶺自治会女性部長（現在に至る）
平成30年 5月 大船渡市農業協同組合くらしの事業部介護課入職（現在に至る）
令和元年 4月 越喜来地区女性部長（現在に至る）
令和 3年 7月 人権擁護委員（現在に至る）

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町吉浜字横石44番地 3

氏 名 橋 本 綾 子

生年月日 昭和33年12月27日

学歴

昭和52年3月 岩手県立盛岡農業高等学校卒業

経歴

昭和52年4月 矢巾町農事放送農業協同組合連合会入職

昭和61年3月 矢巾町農事放送農業協同組合連合会退職

平成13年12月
） 民生児童委員

平成22年11月

平成22年4月
） 大船渡市立吉浜小学校学校評議員

令和4年3月

令和3年7月 人権擁護委員（現在に至る）

令和5年6月 大船渡市社会福祉協議会理事（現在に至る）